

TMI Associates Newsletter

APRIL 2020

Vol.43

TMI 総合法律事務所

CONTENTS

- | | |
|---|--|
| P.1 改正民事執行法による債務者財産状況の調査 | P.24 イスラエル労働法 |
| P.3 サイバーセキュリティ関連法令Q&Aハンドブックのご紹介 | P.27 フランチャイズ又は代理店形式で欧州に進出・拡大する際のEU競争法上の留意点 |
| P.6 地域づくり法について | P.29 ミャンマー商標法の概要及びその施行に備えた準備と対策 |
| P.8 建物賃貸借における「賃貸借」性の検討 ―シェアオフィス等の共有型オフィスを題材に― | P.32 Updates on Trademark Registration in Myanmar |
| P.11 洋上風力発電に関する近時の動向及び法改正について | P.33 Peter v. NantKwest事件米国連邦最高裁判決 ―“All the Expenses”に弁護士費用は含まれないとした事例― |
| P.13 シンガポール個人情報保護法の最新情報と日本企業が取るべき対策 | P.35 USPTO v. Booking.com事件 ―「普通名称」からなる「ドメインネーム」は商標登録できるか?― |
| P.17 タイにおけるフランチャイズ事業規制(取引競争法告示) | P.38 廃棄物削減及び循環型経済に関する法律について |
| P.19 最新の韓国個人情報保護法制 | P.40 TMI月例セミナー紹介、書籍紹介 |
| P.22 中国における冒認特許への対策 | |

改正民事執行法による債務者財産 状況の調査

— 弁護士 尾藤正憲

第1 はじめに

令和元年法律第2号による改正後の民事執行法(以下「改正法」という。)及び令和元年最高裁規則第5号による改正後の民事執行規則に関し、特に金融実務に関連する、債務者の財産状況の調査の実効性の向上の観点について概説する。

第2 債務者の財産状況の調査の実効性の向上

金銭債権について強制執行の申立てをするためには、差押えの対象となる債務者の財産を特定しなければならない。平成15年に、金銭債権について一定の債権者の申立てにより執行裁判所が債務者を呼び出し、債務者に自己の財産について非公開で陳述させる手続として財産開示手続が導入されたものの、債務者の不出頭等により財産情報が開示されず、実行性が乏しかった。近時では、養育費の継続的かつ安定的な履行確保が子の利益の観点から重要な課題となっており、また、犯罪被害者保護の観点から生命・身体への侵害による損害賠償請求権の履行確保の必要性が強く指

摘されている。そこで、債務者の財産状況の調査に関する制度の実効性を向上させるため、改正法により財産開示手続の見直し及び債務者以外の第三者からの情報取得手続の新設が行われた。

財産開示手続については、(1) 改正前は、申立権者の債務名義から、仮執行宣言付判決等、執行証書及び確定判決と同一の効力を有する支払督促が除外されていたところ、改正法では、金銭債権についての強制執行の申立てをするのに必要とされる債務名義であれば、種類に制限を設けないものとし(申立権者の範囲の拡大。新民執 197 条)、(2) 開示義務者の不出頭・虚偽陳述を刑事罰の対象としている(罰則の強化。新民執 213 条)。

また、債務者以外の第三者からの情報取得手続は、執行裁判所が、債務名義を有する債権者等からの申立てにより、債務者以外の第三者(登記所、市町村等、金融機関)に対して、債務者の財産(不動産、給与債権、預貯金債権等)に関する情報の提供を命ずる旨の決定をし、この決定を受けた第三者が、執行裁判所に対して当該情報を提供する制度である。第三者からの情報取得手続は、第三者に負担をかける手続であり、また、債務者が関与しないところで債務者財産の情報が債権者に開示されることとなるため、その正当化の契機が存在することも必要とされる。そこで申立要件については、いずれも、強制執行開始のための一般的な要件(債務名義の正本等が債務者に送達されていること、請求が確定期限の到来に係る場合にはその期限の到来後であることなど)及び強制執行の不奏功等の要件(債務者の住所所在地の不動産登記事項証明書の提出等により債務者名義の不動産が見つからないことなどが確認できれば、それで足りるとされている例が多い。)が必要となるほか、取得する情報の性質の違いにより、次のような特徴がある。

制度の種類	申立権者	財産開示手続の 前置
登記所からの不動産に係る情報取得手続(新民執205条)	(1)執行力のある債務名義の正本を有する金銭債権者(債務名義の種類に限定はない。)	必要
金融機関からの預貯金債権及び振替社債等(上場株式、投資信託受益権等)に係る情報取得手続(新民執207条)	又は(2)債務者の財産について一般の先取特権を有することを証する文書を提出した債権者	不要
市町村等からの給与債権に係る情報取得手続(新民執206条)	前述(1)のうち、養育費等の扶養義務等に係る請求権又は人の生命若しくは身体の侵害による損害賠償請求権を有する債権者に限られる。	必要

第三者からの情報取得手続の申立ては、債務者ごとにする必要があり、(1) 申立書には、申立人、債務者及び情報の提供を命じられるべき者(登記所、市町村等、銀行等)の氏名・名称及び住所、代理人の氏名及び住所、(2) 申

立ての理由、(3) 不動産に係る情報取得手続を申し立てるときは、検索を求める土地等の所在地の範囲(例えば「東京都」)を記載する(新民執規 187 条 1 項)。申立書には、できる限り、債務者の氏名又は名称の振り仮名、生年月日及び性別その他債務者の特定に資する事項(旧姓・旧住所等)を記載する必要がある(新民執規 187 条 2 項)。

認容決定は、申立人及び情報の提供を命じられた第三者に告知されるほか(新民執規 188 条)、不動産に係る情報取得手続及び給与債権に係る情報取得手続の認容決定は、債務者に送達される(新民執 205 条 3 項、206 条 2 項)。預金債権及び振替社債等に係る情報取得手続は、財産隠匿防止のため、債務者に対して認容決定の送達、告知はされず、金融機関から執行裁判所に対して情報提供書が提出された場合に、債務者にその旨が通知されるにとどまる(新民執 208 条 2 項)。当該通知の時期は規定がなく、今後の運用に委ねられているが、執行裁判所に(最終の)情報提供書が提出されてから 1 か月程度経過した後に債務者に対して通知されることが見込まれる(東京地裁民事執行センターも同様の運用である。)

情報の提供を命じられた第三者は、次の情報を、書面で提出することとされている(新民執 208 条、新民執規 192 条)。

制度の種類	第三者が提供すべき情報
登記所からの不動産に係る情報取得手続	債務者が所有権の登記名義人である土地又は建物の存否及びその土地又は建物が存在するときは、その土地又は建物特定するに足りる事項(土地の所在、地番等、建物の所在、家屋番号等)(新民執205条、新民執規189条)
金融機関からの預貯金債権及び振替社債等(上場株式、投資信託受益権等)に係る情報取得手続	(1)債務者の当該銀行等に対する預貯金債権の存否並びにその預貯金債権が存在するときは、その預貯金債権を取り扱う店舗並びにその預貯金債権の種別、口座番号及び額、(2)債務者の有する振替社債等の存否並びにその振替社債等が存在するときは、その振替社債等の銘柄及び額又は数(新民執207条1項、新民執規191条)
市町村等からの給与債権に係る情報取得手続	第三債務者となる給与等の支払をする者の存否並びにその者が存在するときは、その者の氏名又は名称及び住所(国である場合は、債務者の所属する部局の名称及び所在地)(新民執206条1項、新民執規190条)

第3 金融機関からの預貯金債権等に係る情報取得手続等の留意点

従前利用されてきた、債務名義に基づく金融機関への全店の口座情報(本支店名・預金種別・回答日現在の残高)の照会(弁護士法 23 条の 2 第 2 項に基づく照会。以下「弁護士会照会」という。)では、金融機関によっては執行証書に基づく申立てを認めない場合があったが、金融機関からの預貯金債権等に係る情報取得手続は、執行証書に基づく申立ても可能である。金融機関からの預貯金債権等に係る情報取得手続の情報取得までに要する期間に関しては、提出期限の規定はないものの、東京地裁民事執行センターで

は、第三者に、情報提供命令正本が届いてから2週間以内に送付するよう協力を求めている。申立手数料は1,000円である（1回の申立てで複数の金融機関からの情報の提供を求める場合でも1件分の1,000円で足り、金融機関の数は申立手数料に影響しない。）。申立てに当たり、情報の提供をすべき金融機関を具体的に選択する必要があるところ、一つに限定できない場合には、債権者は、債務者が口座を有していると想定される金融機関を複数選択して同時に申立てをすることが考えられる。ただし、申立手数料のほか、申立ての際に、情報の提供を求める金融機関ごとに、報酬及び必要な費用2,000円及び郵便費用が必要である（民執14条1項、民事訴訟費用等に関する法律11条1項1号、新民事訴訟費用等に関する法律28条の3、新民事訴訟費用等に関する規則8条の3。例えば東京地裁民事執行センターでは、予納金として5,000円（ただし、金融機関が1行増えるごとに4,000円追加）が必要となる。郵便費用のほか、情報提供する金融機関への報酬等を含む。）。なお、金融機関から情報提供書の写しを申立人へ直送をすることが可能とされている（新民執規192条1項但書参照。例えば東京地裁民事執行センターでは、申立人に直送用のレターパックの提出を求めている。）。

前述のとおり、預貯金債権等に係る情報取得手続において金融機関から執行裁判所に（最終の）情報提供書が提出されてから1か月程度経過した後、債務者に対し、情報提供命令に基づいて財産情報が提供された旨が同裁判所から通知（同通知には情報提供命令の写しが添付される。）されるため、その旨債務者に事後的に知られることになる点に留意が必要である⁽¹⁾。また、債務者は第三者からの情報取得手続に係る事件記録の閲覧等（民執17条）の制限の対象

となっていない（新民執209条⁽²⁾）。

第4 施行日

改正法は、令和2年4月1日から施行されている（新民執附則1条、令和元年12月政令189号）。ただし、登記所からの債務者の不動産に係る情報取得手続（新民執205条）は、登記所における不動産に係る情報管理体制を新たに整備するために時間を要することから、令和3年5月16日までに、政令で定める日（執筆日現在未定）から適用される（新民執附則5条⁽³⁾）。

以上

(1) 金融機関と弁護士会との間の協定に基づく弁護士会照会の場合は弁護士会からはもちろん金融機関からも通常債務者に通知されない。ただし、協定外の方法による預金口座残高等の弁護士会照会の場合に預金口座名義人にその旨を伝え、回答への同意を求める運用をする金融機関も見られるため留意が必要である。

(2) 以上本文で述べた処理状況は、平常時の裁判所の体制を前提としており、新型コロナウイルス感染症の影響で、特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出された状況では、情報提供命令の発令自体が遅延するなど、処理状況が流動的になることが予想される。

(3) 各種書式及び手続概要の参考として、東京地裁民事執行センターホームページ参照：https://www.courts.go.jp/tokyo/saiban/minzi_section21/dai3shajiyohoushutoku/index.html

弁護士
尾藤正憲

Masanori Bito
直通 / 03-6438-5524
MAIL / mbito@tmi.gr.jp

【主な取扱分野】

一般企業法務 / M&A / コーポレート・ファイナンス / 商事関連訴訟 / 不正調査 / ファンド

【登録、所属】

第二東京弁護士(2013) / ニューヨーク州(2017)

サイバーセキュリティ関係法令 Q&Aハンドブックのご紹介

—— 弁護士 宮川美津子
—— 弁護士 寺門峻佑

第1 サイバーセキュリティ関係法令Q&Aハンドブックの公開

この度、令和2年3月2日付で、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）より、「サイバーセキュ

リティ関係法令Q&Aハンドブック」が公開された（ウェブサイト URL：https://www.nisc.go.jp/security-site/law_handbook/index.html）⁽¹⁾。

同ハンドブックは、日本政府の「サイバーセキュリティ戦略」（平成30年7月27日閣議決定）の趣旨に沿って、平成30年10月10日付で設置された、「サイバーセキュリティ関係法令の調査検討等を目的としたサブワーキンググループ」（ウェブサイト URL：<https://www.nisc.go.jp/conference/cs/jinzai/wg/subwg/index.html>、主査：林紘一郎名誉教授（情報セキュリティ大学院大学）、副主査：岡村久道弁護士（英知法律事務所・京都大学）。以下「本サブワーキンググ

ループ」という。)により取り纏められたものであり、企業や組織が留意すべき、公開時点における最新のサイバーセキュリティ関係法令・ガイドラインと、これに関係するFAQを網羅的に取り上げ、解説を加えたものである。

近年、デジタルトランスフォーメーションが進み、企業や組織が適切なサイバーセキュリティ対策を講ずる必要性は飛躍的に高まり、留意すべきサイバーセキュリティ関係法令・ガイドラインも多岐にわたる一方、これらを体系的に取りまとめ、解説した資料は少なかった。そこで、平易な表記による解説を付して取りまとめた関係法令集を作成することを目的として、「サイバーセキュリティ関係法令 Q&A ハンドブック」が作成・公開された。同ハンドブックの読み手としては、経営層、企業においてサイバーセキュリティ対策を企画、立案し、経営層に必要な説明や助言を行う「戦略マネジメント層」及び法令対応を行う法務部門が想定されている。詳細は、同ハンドブックの巻頭言及び前文を参照されたい。

本稿は、本サブワーキンググループの委員及びその下部組織であるタスクフォースの構成員として「サイバーセキュリティ関係法令 Q&A ハンドブック」作成に関与した筆者らが、同ハンドブックの皆様における有効活用を願って、これをご紹介しますものである。皆様におかれては、ぜひ、前掲のNISC ウェブサイトにて無償公開されている「サイバーセキュリティ関係法令 Q&A ハンドブック」にもお目通しいただき、有効活用いただけたら幸いである。

第2 日本におけるサイバーセキュリティと法制度の概況

まず、「サイバーセキュリティ関係法令 Q&A ハンドブック」をご紹介します前提として、本稿においても、日本におけるサイバーセキュリティと法制度の概況について簡単に解説しておきたい。

Ⅰ サイバーセキュリティ基本法

サイバーセキュリティ基本法は、サイバーセキュリティの定義を置くとともに、日本におけるサイバーセキュリティ施策を推進するための様々な規定を置く法律である。

サイバーセキュリティ基本法第2条は、「サイバーセキュリティ」について、「電磁的方式により記録され、又は発信され、伝送され、若しくは受信される情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の安全管理のために必要な措置並びに情報システム及び情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置（情報通信ネットワーク又は電磁的方式で作られた記録に係る記録媒体（以下「電磁的記録媒体」という。）を通じた電子計算機に対する不正な活動による被害の防止のために必要な措置を含

む。）が講じられ、その状態が適切に維持管理されていること」と定義している。保護すべき客体としては、①情報、②情報システム、③情報通信ネットワークの3つを挙げており、また、必要な措置については、外部からのサイバー攻撃に対する対策に限らず、内部不正への対策等も含む、広い概念となっている。情報セキュリティに関しては、一般に「情報の機密性（Confidentiality）、完全性（Integrity）及び可用性（Availability）の3要素を維持すること」とされ、この3要素のそれぞれの頭文字をとって「情報のCIA」ともいわれるが、このサイバーセキュリティ基本法における「サイバーセキュリティ」の定義は、これも実質的に包含する、より広い概念である。

サイバーセキュリティ基本法は、日本におけるサイバーセキュリティ施策を推進するものであるが、他方で、基本的に、民間企業や組織等に対する具体的な権利・義務等を定めるものではない。また、現状、その他に、サイバーセキュリティに関して民間企業や組織等に対する権利・義務等を通則的に適用する法令が存在しているものでもない。

このため、民間企業や組織等は、サイバーセキュリティ対策・法令遵守を進めるにあたっては、関係する個別の法令に留意する必要がある。

Ⅱ サイバーセキュリティ対策と法

民間企業や組織等には、場面に応じて、多種多様なサイバーセキュリティに関わる個別の法令が適用される。また、サイバーセキュリティに関しては、政府機関や民間団体等による様々なガイドライン等が発行されており、これらへの準拠が重要となる場面もある。

このため、民間企業や組織等における経営層、サイバーセキュリティ対策を企画、立案し、経営層に必要な説明や助言を行う「戦略マネジメント層」及び法令対応を行う法務部門は、サイバーセキュリティ関係法令・ガイドラインを体系的に理解し、自社の状況に応じてこれらを適切に自社にあてはめ、サイバーセキュリティ対策・法令遵守を進める必要があるが、これに困難を感じるなどの声もあったところである。今回の「サイバーセキュリティ関係法令 Q&A ハンドブック」は、多岐にわたる、留意すべきサイバーセキュリティ関係法令・ガイドラインを、平易な表記による解説を付して取りまとめたものであり、このような声に応えるものとなっている。

第3 サイバーセキュリティ関係法令Q&Aハンドブックの概要ご紹介

Ⅰ 全体像

「サイバーセキュリティ関係法令 Q&A ハンドブック」は、

総説、凡例・略称、73 の Q&A、付録 1「サイバーセキュリティ関係法令・ガイドライン調査結果」及び付録 2「『重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第 4 次行動計画』別紙 2 部分抜粋」の、全体 323 ページから構成される。

73 の Q&A がメインの解説箇所であり、後述のとおり、多様な関係法令を体系的に整理している。

2 取り上げている主な法律

「サイバーセキュリティ関係法令 Q&A ハンドブック」で取り上げている主な法律は、概要以下のとおりである。詳細は、同ハンドブック総説「2. 本書に關係する主な法律について」を参照されたい。

取り上げている主な法律
サイバーセキュリティ基本法
民法
会社法
個人情報の保護に関する法律
不正競争防止法
著作権法
労働基準法
電気通信事業法
電子署名及び認証業務に関する法律
情報処理の促進に関する法律
国立研究開発法人情報通信研究機構法
刑法
不正アクセス行為の禁止等に関する法律

3 構成

「サイバーセキュリティ関係法令 Q&A ハンドブック」の構成の詳細は、同ハンドブック総説「3. 本書の構成について」を参照されたいが、以下、同ハンドブックの同記載をもとに、筆者らがサマライズしたものをご紹介します。

設問	概要
Q1, Q2	サイバーセキュリティ基本法関係(サイバーセキュリティの定義や同法の概要)
Q3~Q6	会社法関係(内部統制システム構築義務や監査・情報開示等)
Q7~Q16	個人情報保護法関係(個人データの各種論点やマイナンバー等)
Q17~Q22	不正競争防止法関係(営業秘密や限定提供データの保護等)
Q23~Q35	労働法関係(秘密保持・就業禁止等、組織的・人的セキュリティ対策等)
Q36~Q38	情報通信ネットワーク関係(電気通信事業法やIoT関係の法的論点等)
Q39~Q43	契約関係(電子署名、データ取引、システム開発、クラウド等)
Q44, Q45	サイバーセキュリティに関する資格等(情報処理安全確保支援士等)
Q46~Q49	その他各論(リバースエンジニアリング、暗号、輸出管理、情報共有等)
Q50~Q58	インシデント対応関係(デジタルフォレンジック等を含む)
Q59~Q64	サイバーセキュリティに関する紛争の民事訴訟手続等
Q65~Q71	サイバーセキュリティに関する刑事実体法(サイバー犯罪等)
Q72, Q73	海外法令(GDPR等)

第 4 最後に

社会のデジタルトランスフォーメーションが進む中、サイバーセキュリティ関係法令・ガイドラインについては、今後も大きな変化が予想される⁽⁵⁾。この「サイバーセキュリティ関係法令 Q&A ハンドブック」も、継続的に必要な論点の検討を行いつつ、必要に応じ改訂・拡充等を行っていく予定とされるので、継続的にご注目いただけたら幸いである。

以上

(1)「サイバーセキュリティ関係法令 Q&A ハンドブック」PDF: https://www.nisc.go.jp/security-site/files/law_handbook.pdf

(2) 委員等名簿: <https://www.nisc.go.jp/conference/cs/pdf/subwg-meibo.pdf>

(3) タスクフォース構成員等名簿: <https://www.nisc.go.jp/conference/cs/pdf/subwg-tf-meibo.pdf>

(4)「サイバーセキュリティ関係法令の調査検討等を目的としたサブワーキンググループのオブザーバー(警察庁・個人情報保護委員会事務局・総務省・厚労省・法務省・経済産業省)及びNISCに対し、サイバーセキュリティに関する法令・ガイドラインに関する調査を行い、その結果をとりまとめつつ追加を行ったもの」とされる。

(5) 直近では、令和元年12月13日に、個人情報保護委員会より、「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し 制度改正大綱」(以下「制度改正大綱」という。)が公表され、また、令和2年2月12日には、制度改正大綱のパブリックコメントの結果が公表された。今後、個人情報保護法の改正に向けたプロセスが進んでいくものと考えられる。

弁護士 宮川美津子

Mitsuko Miyagawa
直通 / 03-6438-5505
MAIL / mmiyagawa@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】

不正競争 / ブランド / 商標 / 意匠 / 著作権 / 知財訴訟・審判 / IT・通信 / 商事関連訴訟 / 国際訴訟・仲裁・調停・ADR / 中国 / アジア / フランス / その他国際法務 / 一般企業法務 / コーポレートガバナンス

【登録、所属】

第一東京弁護士会(1986) / ニューヨーク州(1994) / 日本知財学会 / 日本商標協会(理事) / NPO法人エンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワーク / AIPPI / INTA (International Trademark Association) / IBA (International Bar Association) / IPBA (Inter-Pacific Bar Association) / ABA (American Bar Association) / 日弁連知的財産センター / 日本仲裁人協会

弁護士 寺門 峻佑

Shunsuke Terakado
直通 / 03-6438-5603
MAIL / ssterakado@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】

IT・通信 / メディア / エンターテインメント / スポーツ / 商事関連訴訟 / 国際訴訟・仲裁・調停・ADR / リスクマネジメント / 不正調査 / 広報法務 / 著作権 / 私的整理・事業再生ADR / 破産・特別清算 / コーポレートガバナンス / 消費者関連法 / 人事制度の構築・運用 / 一般企業法務

【登録、所属】

東京弁護士会(2010) / ニューヨーク州(2018) / 情報処理安全確保支援士(2018) / 情報セキュリティ監査人補(2018) / 内閣サイバーセキュリティセンター(NISC) サイバーセキュリティ関連法令の調査検討等を目的としたサブワーキンググループ タスクフォース構成員(2019) / 防衛省 陸上自衛隊通信学校 非常勤講師(2019) / 経済産業省大臣官房臨時専門アドバイザー(2019) / TMI プライバシー&セキュリティコンサルティング株式会社取締役(2019) / 情報ネットワーク法学会 / 情報処理学会 / デジタル・フォレンジック研究会

地域づくり法について

—— 弁護士 野間敬和
—— 弁護士 榊慶太郎

第1 地域づくり法の背景

第200回臨時国会において「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」（以下「地域づくり法」という。）が成立し、令和元年12月4日に公布された。地域づくり法は、都道府県知事の認定を受けた中小企業等協同組合法上の事業協同組合を活用し、同法に定める特定地域づくり事業を行うことによって、地域の急激な人口減を抑止し、豊かな地方づくりを図ることを目的とするものである。地域づくり法は議員立法であるところ、衆議院議員細田博之氏らから構成される人口急減地域対策議員連盟が平成31年3月12日に公表した地域づくり法案の立法趣旨によれば、立法の背景には、以下の事実があるとされている。⁽¹⁾

＜地域づくり法案の立法趣旨より抜粋＞

- 我が国の総人口は前回の国勢調査で初めて減少に転じた。この減少傾向は今後加速され、推計によれば2065年には8000万人台に減少するといわれている。わけても地方の人口は急激に減少しており「地方消滅」はベストセラー、流行語となった。著者の増田寛也氏はこのままでは896の自治体が消えると警告を発している。
- 人口急減地域は特に山間部に多く、高知県、島根県、秋田県、山形県、青森県、南九州をはじめ全国に及んでいる。
- 政府による地方創生政策はそれなりの成果を挙げているものの、特区制度、規制緩和、新型交付金制度等はいわば地方の優等生対策であり、地域人口の高齢化、若い担い手の不足と少子化に悩む地域を抜本的に救う政策とはなっていない。
- 他方、都会で働く若者の中にはできれば地方で豊かな人生をおくりたいと希望する者が増加している。大都会では短期的な雇用（例えばパートタイム）による不安定・低所得・低年金など人生の展望が開けない人々が増加しており、外国人労働者との競合が今後増加することも予想される。
- 地方に長く住むことを希望し、いわゆるターン・リターンで働きたいと考える人々にとっての問題点は次の通りである。
 - その地域の人々から信頼と敬意を得て活動できるか
 - 給与水準が家庭を維持するに十分か
 - 住宅環境、子育て環境は十分か
 - 長期的な生活安定が得られるか、失業のおそれがないか、十分な年金などの老後の保障を得ることができるか

上記立法事実を踏まえ、人口が急減する地域において、国・地方公共団体による財政支援と制度的支援により上記諸問題に対処し、人口のさらなる減少を抑止し、豊かな地方づくり・人づくりを推進するために、地域づくり法が整備された。

第2 地域づくり法の概要

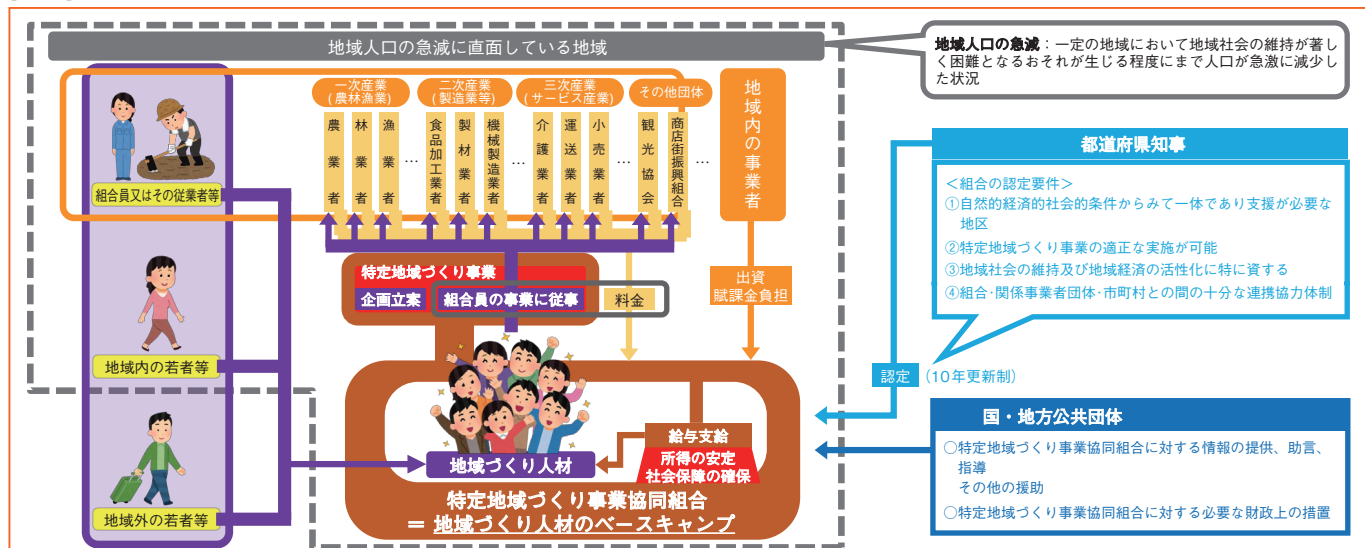
Ⅰ 事業協同組合による特定地域づくり事業

地域づくり法は、地域づくり事業のために、中小企業等協同組合法上の事業協同組合を活用するものとした。これは、従来、特定の事業分野における共同事業等を行う例が多かった事業協同組合が、地域で様々な事業を営む担い手を擁して地域づくりに貢献する機能が認識されていたからである。

地域づくり法に基づいて都道府県知事の認定を受けた事業協同組合は、「特定地域づくり事業」として、①地域づくり人材がその組合員の事業に従事する機会を提供するとともに、②地域づくり人材の確保及び育成並びにその活躍の推進のための事業の企画及び実施を行う。ここにいう「地域づくり人材」とは、地域人口の急減に直面している地域において就労その他の社会的活動を通じて地域社会の維持及び地域経済の活性化に寄与する人材をいう（地域づくり法2条2号）。事業協同組合は、自ら特定の事業を行うのではなく、地域の組織、企業に対して、地域づくり人材を供給することによって地域を支援する仕組みとなっている（図表1）。①の事業の円滑な実施のために、事業協同組合は、労働者派遣法に基づく労働者派遣事業を届出のみで行うことができるとされた（地域づくり法18条1項）。

人口急減地域の産業従事者としては、従業員の常時雇用

【図表1】地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律案 イメージ図⁽²⁾



による人件費や社会保障費負担の増加のために、当該地域において事業を展開しにくい場合も見られるとされている。事業協同組合による人材供給システムによって、人材需要の地域全体のバランスを調整する役割が期待されている。

また、事業協同組合の特定地域づくり事業は、地域づくり人材となり得る地域外の若者等の就労を支援することによって、定住促進の効果が期待されている。この点において、地域づくり法は、ふるさとワーキングホリデー、地域おこし協力隊及び地域おこし企業人などの政府によるさまざまな地方創生事業の中でも、地域との関わり・定着性が特に高い制度であると位置付けられている（図表2）。

② 事業協同組合の認定の基準

都道府県知事は、以下の基準を満たす場合、事業協同組合の設立の認定を行うとされている。すなわち、①その地区が、自然的経済的社会的条件からみて一体であり、地域づくり人材の確保について特に支援を行うことが必要な地区であること、② (i) 特定地域づくり事業が適正に行われることを確保する見地から適当であり、かつ、組合の職員の就業条件に十分に配慮されている計画であること、(ii) 当該事業が地域社会の維持及び地域経済の活性化に特に資すること、③当該事業を確実に遂行するに足る経理的及び技術的な基礎があること、④事業協同組合、関係事業者団体及び市町村の間の十分な連携協力体制があることが必要とされている。

③ 国及び地方公共団体の援助等

地域づくり法は、国及び地方公共団体が、事業協同組合に対する必要な財政上の措置その他の措置を行うこと、及び同組合に対する必要な情報の提供、助言、指導その他の援助も定めている。また、事業協同組合による特定地域づくり事業を中心とした制度を活用するためには、地域づくり人

材の確保が必要不可欠であり、国及び地方公共団体は、同制度に関する国民の関心を深めるよう、広報その他の啓発活動を行うものとされ、国は地方公共団体が行う地域づくり人材の活躍の推進に資する取組を支援するために必要な措置を講ずるものとされている。

地域づくり法は、令和2年6月4日から施行される。

以上

(1) 衆議院議員細田博之のホームページ<http://h-hosoda.jp/?page_id=1057>。なお、本稿の解説は、上記ホームページに掲載されている各資料を参考としている。

(2) 前掲注1

(3) 前掲注1

(4) 労働派遣法における労働者派遣事業の許可の基準を参酌するとされている(地域づくり法3条4項)。

弁護士
野間敬和
(1970年生)

Yoshikazu Noma
直通 / 03-6438-5618
MAIL / ynoma@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】

一般企業法務 / コーポレート・ファイナンス / ストラクチャード・ファイナンス / プロジェクト・ファイナンス / 証券化・流動化・REIT / デリバティブ / 民事再生・会社更生 / 不動産投資

【登録、所属】

東京弁護士会(2004) / ニューヨーク州(2004)

弁護士
神慶太郎
(1993年生)

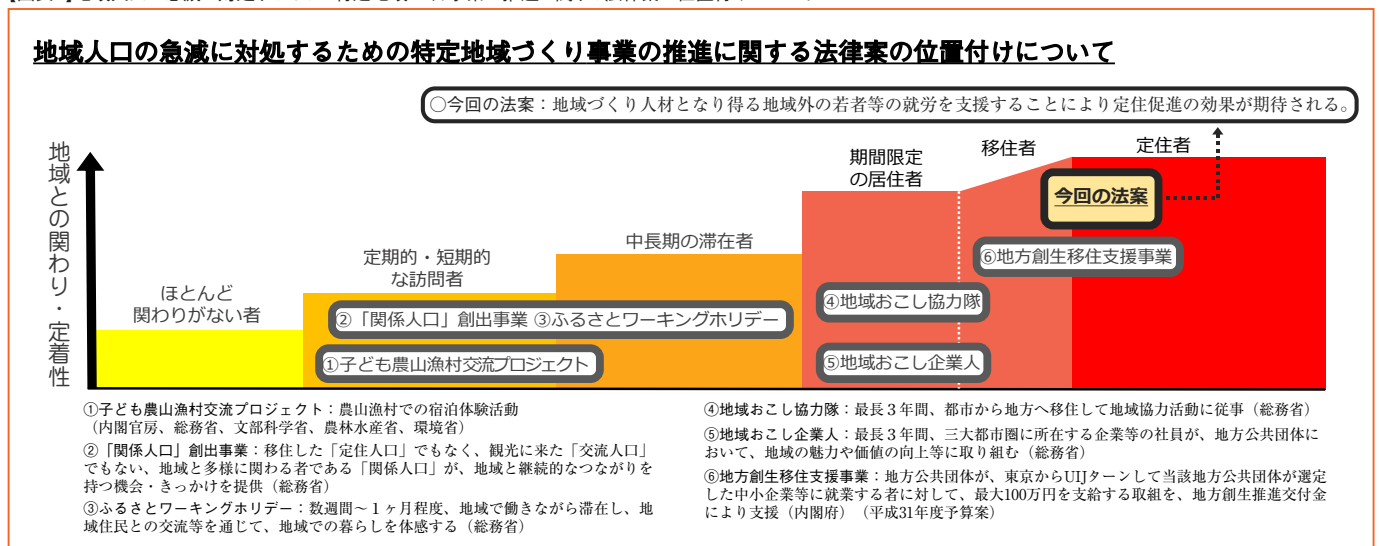
Keitaro Sakaki
直通 / 03-6438-6137
MAIL / ksakaki@tmi.gr.jp



【登録、所属】

第二東京弁護士会(2018)

【図表2】地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律案の位置付けについて⁽³⁾



建物賃貸借における「賃貸借」性の検討 ―シェアオフィス等の共有型オフィスを題材に―

—— 弁護士 滝 琢磨
—— 弁護士 山下 翔
—— 弁護士 辻村慶太
—— 弁護士 坂下美沙

第1 はじめに

ニュースレター 40 号 21 頁（以下「前稿」という。）でも検討したとおり、共有型オフィスには様々な利用形態があるが、その利用契約が、建物賃貸借に該当するかにより借地借家法の適用の有無が異なる⁽¹⁾。そして、ある利用契約が、建物賃貸借に該当するか否かを判断するに当たっては、対象物に①「建物」性が認められるか、及び、契約内容に②「賃貸借」性が認められるかの 2 点が重要となる。

前稿では近年増えつつあるシェアオフィスを題材に、どのような対象物が①「建物」に該当するかを検討したので、本稿では契約内容の②「賃貸借」性について検討することとしたい。

第2 ②「賃貸借」性

前稿に引き続き、シェアオフィスの利用契約に借地借家法が適用されるかが争点となった近年の裁判例⁽³⁾を題材に、本稿ではどのような場合に②「賃貸借」性が認められるか検討する⁽⁴⁾。

■ 平成 26 年裁判例

(a) 事案の概要

被告会社の経営するシェアオフィス⁽⁵⁾内の一区画の利用を目的とした入会契約につき、期間満了に際して借地借家法に基づく法定更新がなされたかどうか争点となり、その前提として当該入会契約に基づき利用する一区画が借地借家法上の①「建物」であるかどうか、及び、当該入会契約が②「賃貸借」であるかどうか争われた。裁判所は、当該入会契約に基づき利用する一区画が借地借家法上の「建物」に該当すると判断した上で、当該入会契約が「賃貸借」に該当するかどうかにつき以下のとおり判示した（区画の形状、「建物」性の判示内容等については前稿参照）。

(b) 判示

裁判所は、(1) 当該入会契約の対価性、及び、(2)

利用区画の支配可能性を検討した上で、「(1) 本件契約の中核的な内容は、被告（注：シェアオフィスの運営会社）が本件区画（注：シェアオフィスの一区画）を原告（注：シェアオフィスの利用者）に使用収益させ、原告がその対価である利用料金を毎月被告に支払うというものであると解され、(2) しかも、原告による利用区画の使用収益は、建物の独占的排他的な使用を内容とするものと認められるから、その法的性格は、建物の賃貸借契約にほかならないというべきである。」と判示して、借地借家法上の②「賃貸借」に該当することを認めた。

② 検討

(a) 対価性

上記判示によると、まず、当該入会契約が建物の②「賃貸借」に当たる理由の一つとして、(1) 利用料金が建物の使用収益への対価であることを挙げている。

賃貸借の賃料は、「ある物の使用及び収益」（民法第 601 条）の対価として支払われるものである⁽⁶⁾ので、建物賃貸借の賃料は、「建物の使用及び収益」の対価である必要がある。一方で、利用料金を支払えば建物に立ち入ることが許諾される場合であっても、当該利用料金が「建物の使用及び収益」の対価ではなく、「当該建物の中で実施されるサービス」の対価である場合には、「建物の使用及び収益」の対価の支払いが欠けるため、建物賃貸借とは認められないことになる。

この点、平成 26 年裁判例において、被告であるシェアオフィスの運営会社は、「本件契約は、総合的なオフィスサービスの利用を目的とした非典型契約であり…インターネットの接続サービス等のオプションサービスがあることなどの点において、典型契約である賃貸借契約とは異なる。」として、本件には借地借家法の適用がない旨主張したが、平成 26 年裁判例は、前述のように②「賃貸借」の認定は妨げられない旨判示した。以下、当該事案の利用料金及びそれに対する裁判所の判示を整理する。

料金項目	金額(月額)	提供されるサービス、含まれる費用	裁判所の判断
利用料金	6万0900円		
共益費	1万8900円	水道光熱費(24時間季節に関係なく空調費用も含む)・インターネット回線の利用料・共用部の清掃・ゴミ処理費・ビル管理諸費・会議室利用料・空調や照明設備のメンテナンス費用	共用施設・設備の利用が可能とされている賃貸物件は少なく、賃貸借性の判断に影響を及ぼさない。

料金項目	金額(月額)	提供されるサービス、 含まれる費用	裁判所の判断
利用に応じた追加サービス料		コピー、プリンター、バーチャル秘書サービス、電話応答サービス	法的には本件契約と別個独立の契約か、そうでないとしても建物賃貸借契約としての本件契約に付加された付帯サービスにすぎない。
起業家支援プログラム費	1万0500円		いかなるサービスの対価であるかは、本件契約の関係条項に照らしても不明といわざるを得ないが、賃料の一部又は上記と同様の付帯サービスの料金にすぎないものと推認される。
共用部にあり無料で利用できる物		シュレッダー、掃除用具	共用施設・設備の利用が可能とされている賃貸物件は少なくなく、賃貸借性の判断に影響を及ぼさない。

上記の裁判所の判断によれば、シェアオフィスにおいて建物の使用及び収益以外の上記のようなサービスが提供されているとしても、そのことだけを理由として、②「賃貸借」性が否定されることにはならないと考えられる。⁽⁷⁾⁽⁸⁾

(b) 支配可能性

賃貸借契約は賃借人に賃貸目的物に対する占有権を取得させる契約である。⁽⁹⁾したがって、建物の利用契約については、建物の利用者に建物を現実的に支配させ占有権を取得させる引渡しを行うことが契約内容に含まれなければ、②「賃貸借」性が認められることにはならないと考えられる。⁽¹⁰⁾⁽¹¹⁾

この点、平成26年裁判例も「しかも、原告による本件区画の使用収益は、建物の独占的排他的な使用を内容とするものと認められるから、その法的性格は、建物の賃貸借契約にほかならないというべきである。」と判示しており、シェアオフィスの利用者が利用区画の占有権を取得していることを認めている。

前稿で検討した、(1)「障壁で囲まれ隙間がない」、(2)「ドアに鍵がかかる」、(3)「周囲から見えない」といった特徴の執務場所を提供する完全密閉型のシェアオフィスでは、利用者は、通常、当該区画を現実的に支配することができ、占有権を取得できると考えられるが、上記(1)～(3)の全部又は一部の要素が欠ける半密閉型オフィスでは、完全密閉型に比べ利用者の区画の現実的な支配の程度が弱まることとなり、②「賃貸借」性が認められない可能性が相対的に高まる。⁽¹²⁾また、開放型オフィスは、執務場所がフリーアドレス制で固定席がない場合や、区画が障壁で区切られているのではなくボードや什器備品等が置かれているだけの場合があるが、このような場合は利用者が区画を現実的に支配することは困難であるため、通常は②「賃貸借」性は

認められないと考えられる。

このように、建物の一の区画を利用する場合においては、①「建物」性、及び②「賃貸」性の考慮要素は共通する部分も多いが、①「建物」性が認められても、②「賃貸」性が認められない場合（例えば、会議室のレンタルなど）、又は、その逆の場合もあり得ることに留意が必要である。

第3 小括

以上のとおり、シェアオフィスでは、提供されるサービスの種類や区画の支配可能性に応じて、②「賃貸借」性が認められるかどうかは異なるのであるが、建物賃貸借として借地借家法が適用され得る利用形態であっても、②「賃貸借」性が認められないことを前提とした利用契約（「約款」と称する場合もある。）に基づき運営されているシェアオフィスも存在する。シェアオフィスを運営する事業者としては、借地借家法に基づく法定更新などの思わぬリスクを排除するためには、利用形態が建物賃貸借であることを前提とした上で、定期建物賃貸借契約か一時使用目的建物賃貸借とすることが考えられる。また、シェアオフィス利用者としては、利用契約が建物賃貸借とされていない場合には、更新等の際に借地借家法の保護が受けられない可能性があるというリスクを織り込んでシェアオフィスを利用することが必要になる。

以上

(1) 法令の適用関係による違いについては、前稿21頁参照。

(2) 本稿では、執務場所、受付、会議室、休憩スペース、トイレ又は複合機等といった機能、スペース又は設備の全部若しくは一部を共有するオフィスを以下「シェアオフィス」と総称する。

(3) 東京地判平成26年11月11日(Westlaw JAPAN 2014WLJPCA11118015)、以下「平成26年裁判例」という。

(4) なお、本稿での検討においては、不動産としての建物の一の区画を利用するケースを想定する。

(5) 面積3.4㎡～12.1㎡のレンタルオフィスが15部屋あり、インターネット回線、会議室、複合機等の設備の使用サービスを併せて提供していたが、「(1)四方を天井まで隙間のない障壁で囲まれ、(2)共用スペースとは鍵付きのドアによって区画されており、(3)ドアを開けなければ共用スペースから本件区画内部の様子をうかがうことはできない構造になっていることが認められる」と判示して①「建物」性を認めた。

(6) 本稿が対象としているオフィスではなく店舗の場合には、賃貸借が経営委託かが争われることがある。店舗営業者の建物の利用料金が売上連動の歩合制であることは、当該利用料金の建物の使用収益の対価としての性格が薄まり、経営委託と判断される方向に傾くと考えられる。

(7) 近年、(1)「障壁で囲まれ隙間がない」、(2)「ドアに鍵がかかる」、(3)「周囲から見えない」といった特徴を有する完全密閉型の漫画喫茶が展開されているが、平成26年の裁判例を参考にすれば、このような漫画喫茶の区画にも①「建物」性が認められると考えられる。一方で、漫画喫茶の料金は、備え付けの漫画、パソコン、ゲーム機器等を利用させるサービスの対価であり、漫画喫茶の区画はそれらの利用のための場所として提供されているものに過ぎず、料金は物としての当該区画そのものの使用収益の対価でないとして整理することができると考えられる。

(8) ホテルの部屋も、(1)「障壁で囲まれ隙間がない」、(2)「ドアに鍵がかかる」、(3)「周囲から見えない」といった特徴を備え、①「建物」性が認められると考えられるが、ホテルの利用契約は、賃貸借契約ではない宿泊契約と考えられている。賃貸借契約と宿泊契約の区別の

基準としては、①施設の管理・経営形態を総体的にみて、宿泊者のいる部屋を含め施設の衛生上の維持管理責任が営業者にあると社会通念上認められること、②施設を利用する宿泊者がその宿泊する部屋に生活の本拠を有さないこととされている(生食衛発1127第1号平成27年11月27日)。ホテル利用の賃貸借性が否定される理由は、宿泊料金には、衛生を維持してもらう等の「サービス」の対価が含まれており、「建物の使用及び収益」の対価としての性質が薄まることによるものと整理できると考えられる(さらに注10のとおり②支配可能性も薄まると考えられる。))。

- (9) 賃貸借契約終了時には物の返還が予定されており(民法第616条、第597条第1項)、賃借人が占有を取得していることが前提になっていると考えられる。また、賃借人は目的物を自己占有しているが、賃貸人も目的物を代理占有(民法第181条)し、占有権を保有し続ける。
- (10) 貸会議室等の利用契約は、鍵の交付が行われておらず、利用時間も短期間であることから、利用者に占有権を取得させないため、建物賃貸借契約ではないと整理することが可能であると思われる。
- (11) ホテルの部屋には鍵をかけることが可能であるが、ホテルでは、最終的な衛生管理の権限は利用者ではなくホテルの運営者にあり、また、利用者はホテルの部屋に生活の本拠を有さない(注8参照)、ホテル利用者の部屋の支配力は弱まり②「賃貸借」性が否定され、宿泊契約と判断される方向に傾くものと考えられる。
- (12) 一般的に建物賃貸借の引渡しは鍵の交付と考えられており、半密閉型オフィスの中でも(2)「ドアに鍵がかかる」という特徴を備えていないものは、利用者による区画の現実的支配が困難で、②「賃貸借」性が認められない可能性があると考えられる。
- (13) 特に完全密閉型のシェアオフィスでは、上記第2(2)②のとおり占有権を取得することができると考えられるので、借地借家法が適用される可能性がある。

弁護士
滝 琢磨
(1979年生)

Takuma Taki
直通 / 03-6438-5445
MAIL / ttaki@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】

M&A / コーポレート・ファイナンス / ストラクチャード・ファイナンス / プロジェクト・ファイナンス / 証券化・流動化・REIT / 銀行・証券・保険・信託 / ファンド

【登録、所属】

第二東京弁護士会登録(2007)

弁護士
山下 翔
(1988年生)

Sho Yamashita
直通 / 03-6438-4515
MAIL / syamashita@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】

一般企業法務 / コーポレート・ファイナンス / ストラクチャード・ファイナンス / プロジェクト・ファイナンス / 証券化・流動化・REIT / 不動産投資 / 開発 / 太陽光発電・その他自然エネルギー / 銀行・証券・保険・信託 / ファンド

【登録、所属】

東京弁護士会(2014)

弁護士
辻村慶太
(1988年生)

Keita Tsujimura
直通 / 03-6438-4570
MAIL / ktsujimura@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】

一般企業法務 / M&A / コーポレート・ファイナンス / ストラクチャード・ファイナンス / プロジェクト・ファイナンス / 証券化・流動化・REIT / デリバティブ / 反社会的勢力対応 / 不動産投資 / 開発 / 太陽光発電・その他自然エネルギー / 電気事業 / IT・通信 / 銀行・証券・保険・信託 / ファンド

【登録、所属】

東京弁護士会(2015)

弁護士
坂下美沙
(1992年生)

Misa Sakashita
直通 / 03-6438-6120
MAIL / msakashita@tmi.gr.jp

【登録、所属】

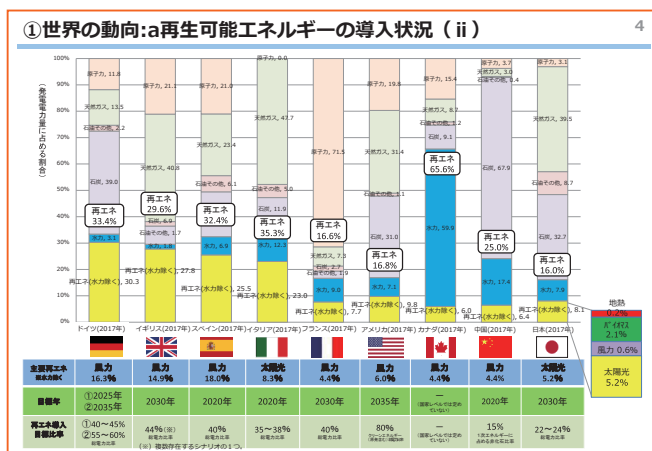
第一東京弁護士会(2018)

洋上風力発電に関する近時の動向 及び法改正について

— 弁護士 越元瑞樹

第1 洋上風力発電事業の近時の動向

2015年のパリ協定をきっかけとして、現在でも世界的に太陽光・風力発電を中心とする再生可能エネルギーへの転換が進んでおり、2018年の世界の発電量に占める再生可能エネルギーの割合は26%と4分の1を超える割合となっている⁽¹⁾。



出典:資源エネルギー庁2019年9月付資料「国内外の再生可能エネルギーの現状と今年度の調達価格等算定委員会の論点案」P4

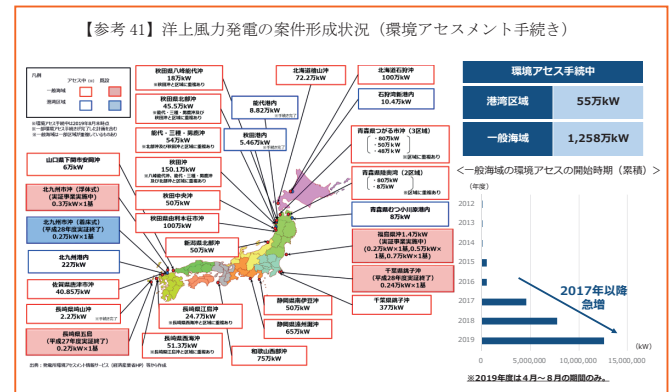
日本政府も、現在再生可能エネルギーについて主力電源として位置付け、一定の導入策を図っている。その中でも洋上風力については、陸上風力の適地が限定的であることから、洋上風力発電の導入は不可欠であり、洋上風力発電の導入促進策を講じていくとされ（2018年7月3日に閣議決定された第5次エネルギー基本計画参照）、2030年には1,000万kWの導入が予定されているところである。

現在日本において、洋上風力発電事業が実際に行われ、また行われることが実際に計画されている海域としては、主として「港湾区域」（港湾法第2条第3項・同条第6項参照）と「一般海域」に分けられる。

「港湾区域」については、2016年7月に施行された改正港湾法に基づき導入された占用公募制度（港湾法第37条の3）に基づき、公募を通じて洋上風力発電の実施計画が認定されることとなった。

一方、一般海域については、2019年4月1日に「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」（以下「再エネ海域利用法」という。）が施行されることにより、長期占用を行うための統一ルール

が整備され、現在各地で一般海域における洋上風力発電が着々と計画が進んでいるところである。



出典:調達価格等算定委員会2020年2月4日付資料「(資料1)令和2年度の調達価格等に関する意見(案)」P49

洋上風力発電に関する近時の主な動きをまとめると、以下の時系列のとおりである。⁽²⁾

- 2019年2月8日 一般海域について都道府県からの促進区域の指定に向けた有望な区域等の情報提供の受付の開始(第一回)
- 2019年4月1日 再エネ海域利用法の施行による一般海域における占用公募制度の導入
- 2019年5月17日 再エネ海域利用法に係る基本方針の閣議決定
- 2019年6月11日 指定ガイドライン及び公募運用指針の公表
- 2019年7月30日 促進区域の指定に向けた有望な区域(11区域)の発表
- 2019年11月29日 改正港湾法(2019年改正港湾法)の一部施行により港湾区域内の認定期間が30年に
- 2019年12月6日 長崎県五島市沖について、促進区域の指定の案の広告及び縦覧
- 2019年12月13日 都道府県からの促進区域の指定に向けた有望な区域等の情報提供の受付の開始(第二回)
- 2019年12月27日 長崎県五島市沖が再エネ海域利用法に基づき促進区域として指定
- 2020年1月21日 事業者からの促進区域の指定に向けた有望な区域等の情報提供の受付の開始(2020年2月14日締切)
- 2020年2月3日 秋田港及び能代工で日本国内初となる商用ベースでの大型洋上風力発電事業の実施発表
- 2020年2月4日 調達価格等算定委員会長崎県五島市沖に係る再エネ海域利用法に基づく公募占用指針に関する意見(案)等の公表
- 2020年2月14日 2019年改正港湾法の全面施行による基地港湾制度の導入

第2 港湾法の一部改正

第200回国会において港湾法の一部を改正する法律（内閣第十五号。以下「本改正法」といい、本改正法による改正後の港湾法を「改正港湾法」という。）が2019年11月29日付で成立し、2020年2月14日に全面的に施行された。本改正法によって、洋上風力発電に関連する事項としては、以下の2点について改正がなされている。

- (1) 海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾（基地港湾）の指定制度の創設（改正港湾法第2条の4関係）及び海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭を構成する行政財産の貸付け制度の創設（改正港湾

法第 55 条の 2 関係)

(2) 港湾区域内等の公募占用計画の認定の有効期間の延長
(改正港湾法第 37 条の 3 第 4 項関係)

(1) については、前記の再エネ海域利用法の施行による洋上風力発電事業に関する一般海域の利用ルールの整備等を受けて、今後、一般海域における洋上風力発電事業の導入が促進される見込みであり、洋上風力発電設備の重厚長大な資機材を扱うための埠頭を長期・安定的に利用できる制度を整備する必要があること等が改正の背景とされている。

より具体的には、再エネ海域利用法上の一般海域における海洋再生可能エネルギー発電設備（再エネ海域利用法第 2 条第 2 項）並びに再生可能エネルギー源の利用に資する施設及び工作物（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再エネ特措法」という。）第 2 条第 4 項）に関し、必要な人員・物資の輸送のための基地港湾を政府が指定⁽⁶⁾し、基地港湾内の埠頭その他の港湾施設を発電事業者に貸し付ける制度を創設するものである（改正港湾法第 2 条の 4）。

(2) については、2016 年の港湾法改正時に創設された「占用公募制度」（港湾法第 37 条の 3）につき、港湾区域の占用期間は 20 年と定められたが、再エネ特措法上の事業計画認定に基づき 20 年の調達期間に渡り洋上風力発電事業を行う事業者にとっては建設期間等の期間を含めた事業期間全体をカバーする期間としては不足する状況にあった。本改正は、上記最長 20 年とされてきた認定期間を、さらに 10 年間延長し、最長 30 年とするものである（改正港湾法第 37 条の 3 第 4 項）。この点、再エネ海域利用法上の一般海域における公募占用計画の認定事業者は一般海域の最長 30 年の占用が可能とされているが（再エネ海域利用法第 10 条第 4 項）、上記一般海域における認定期間と同様の期間とされたことになる。

第3 一般海域における洋上風力発電の動向

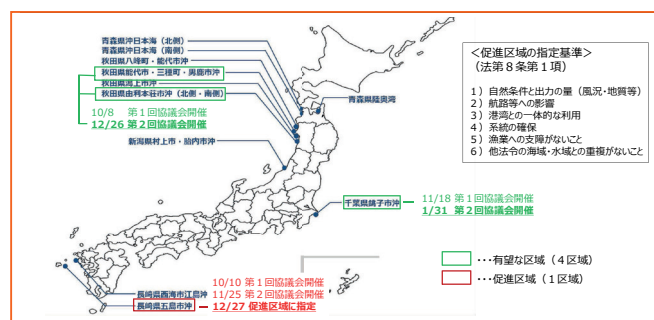
■ 促進区域の指定及び公募占用指針に関する意見（案）等の公表

2019 年 7 月 30 日付で、経済産業省資源エネルギー庁及び国土交通省港湾局は、促進区域の指定に向けて、既に一定の準備段階に進んでいる区域として、11 区域（6 区域は有望な区域）を発表した。このうち 4 区域については、協議会の組織や国による風況・地質調査の準備を直ちに開始することとした。

直ちに調査等を開始する有望な区域としては、①秋田県

能代市、②三種町および男鹿市沖、秋田県由利本荘市沖（北側・南側）、③千葉県銚子市沖及び④長崎県五島市沖である。

秋田及び青森などの日本海側などの特に風況の良い場所に促進地域が集まった状況にあるといえる。



出典：調達価格等算定委員会 2020 年 2 月 4 日付資料「再エネ海域利用法に基づく公募占用指針について」P5

このうち 2019 年 12 月 6 日、長崎県五島市沖について、再エネ海域利用法第 8 条 3 項に基づき、促進区域の指定の案の公告及び縦覧に供され、2019 年 12 月 27 日、長崎県五島市沖が、再エネ海域利用法第 8 条 1 項に基づき、促進区域として指定され、同条 6 項に基づき、公告された。

さらに、2020 年 2 月 4 日に、調達価格等算定委員会により、長崎県五島市沖に係る再エネ海域利用法に基づく公募占用指針に関する意見（案）等が公表され、再エネ海域利用法第 13 条第 2 項第 1 号、及び第 4 号から第 10 号までに係る事項、すなわち発電設備の出力の量の基準や供給価格上限額等に関する事項について検討内容及び意見が示されている。再エネ海域利用法に基づく公募占用指針に関する意見（案）においては、①対象発電設備区分等（再エネ海域利用法第 13 条第 2 項第 1 号）については、浮体式、②出力の量の基準（同項第 4 号）については、最大受電電力は 2.1 万 kW としつつ、上限を設定せず、下限を 1.68 万 kW、③供給価格上限額（同項 7 号）については、36 円 / kWh、④調達期間（同項 9 号）を 20 年間とし、選定の日から 8 年を上限に事業開始日を定めることとし、これを超過した場合は調達期間を短縮すること、その他公募の参加者に関する基準や保証金に関する事項等が意見として示されている。

■ 促進区域の指定に関する情報提供

促進区域指定ガイドラインにおいては、促進区域指定プロセスは年度ごとに実施されるとされているところ、令和 2 年度（2020 年度）に向けたプロセスとして、2019 年 12 月 13 日付で都道府県に対して、また洋上風力発電事業を計画している事業者に対しては 2020 年 1 月 21 日付で、促進区域の指定に関する情報提供の受付もなされた。事業者から提供された情報は、原則非公表のものとして取り扱わ

れ、提供対象の情報としては、「基礎情報」「系統関連」「調査関連」「基地港湾」「地域関連」の5項目の情報を、指定の情報事業者情報提供フォーマットに記載して提出する方法が採られた。

❶ 洋上風力発電に関する基準類の改定

洋上風力発電プロジェクトの円滑化を図るため、港湾区域⁽⁷⁾における洋上風力発電事業に係る基準類が既に策定及び公表されているが、再エネ海域利用法に基づく一般海域についての占用制度の導入に伴い、一般海域における洋上風力発電事業に係る基準類の検討が現在進められているところである。今後、基準類の改定に関する審議が行われる予定であり、一般海域の洋上風力発電事業にも適用可能となる基準類の改定版が2020年度中に策定及び公表される予定となっている。

第4 最後に

日本政府は、2030年度までに運転が開始されている促進区域を5区域とすることをKPI（Key Performance Indicator（重要業績評価指標））として、促進区域を指定していくとしている。よって、促進区域5区域における2030年度までの運転開始が日本政府の重要施策の一つとして一定の成果を上げられたか否かの指標となってくることとなり、当該目標の達成を目指して洋上風力発電事業が推進されていくこととなる。⁽⁸⁾日本国内における大型の洋上風力発電事業は、今後一般海域における公募に基づき進めることが主流になってくるものと思われるが、かかる洋上風力発電事業は、公募占用指針に従って公募占用計画の提出を

行ったうえで、事業を進める必要がある。現状、公募占用計画の提出に関する詳細は、公募運用指針からは明らかではない部分も多い。そのため、過去の港湾法上の公募手続を参考とするほか、今後長崎県五島市沖につき、公募占用指針の策定・公示が一番早く進むと思われることから、その内容が参考になると思われ、その内容については注目されるところとなると思われる。

以上

- (1) 出典:REN21「Renewables 2019 Global Status Report」
- (2) 本稿は2020年2月26日現在の情報に基づくものである。
- (3) 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針
- (4) 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン
- (5) 一般海域における占用公募制度の運用指針
- (6) 2020年2月現在、秋田県内の港が指定されるのではないかと予想されており、当該指定により秋田周辺の洋上風力発電事業の促進に資することが期待される。
- (7) 「洋上風力発電設備に関する技術基準の統一解説」（平成30年3月）・「港湾における洋上風力発電設備の施工に関する審査の指針」（平成30年3月）・「洋上風力発電設備に関する維持管理の統一解説」（平成31年3月）
- (8) 当該5区域というのは上限ではないため、5区域を超える促進区域において2030年度までに運転開始がなされる可能性もある。

弁護士
越元瑞樹

Mizuki Koshimoto
直通 / 03-6438-4545
MAIL / mkoshimoto@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】

一般企業法務 / コーポレート・ファイナンス / ストラクチャード・ファイナンス / プロジェクト・ファイナンス / 証券化・流動化・REIT / 船舶ファイナンス / アジア / 国際通商業務 / その他国際法務 / 銀行・証券・保険・信託

【登録、所属】

第二東京弁護士会（2005）
/ ニューヨーク州（2011）

シンガポール個人情報保護法の最新情報と日本企業が取るべき対策

—— 弁護士 関川 裕
—— 弁護士 永津隆子

第1 はじめに

シンガポール個人情報保護法（“Personal Data Protection Act 2012”）（以下「PDPA」という。）は、2014年7月に全面施行され、早6年が経過しようとしている。この間、PDPAの所管機関である個人情報保護委員会（以下「PDPC」という。）による啓蒙活動が活発に行われ、現在では事業者が遵守すべき法律として周知になっていると言えよう。それ故、PDPCによる摘発事例も年々増加しており、2019年の罰金総額は163万シンガポールドル（約1.3億円）と過去最高となった（図1）。

図1

	摘発(公表)件数	罰金総額 (単位:シンガポールドル)
2016年	22件	123,500
2017年	19件	93,000
2018年	29件	177,500
2019年	51件	1,630,000

PDPCの公開するData Protection Enforcement Cases(<https://www.pdpc.gov.sg/Commissions-Decisions/Data-Protection-Enforcement-Cases#>)を基に独自に作成

PDPC は、摘発事例の処分内容（企業名、違反内容、罰金額等）をウェブサイトで公表しているが、この中には比較的小規模な日本企業のシンガポール法人も含まれており、事業規模の大小にかかわらず、PDPC が積極的に摘発を行っていることが分かる。PDPC による摘発を受けた場合には、罰金等の罰則が科されるだけでなく、社名も含めその処分内容が公表される結果レピュテーションが低下するリスクもあることから、シンガポールで事業を行うにあたっては、PDPA を遵守するための十分な対策が不可欠である。

そこで、拙稿では、最新の PDPA に基づき、その概略を改めて説明するとともに、日本企業がシンガポールで事業を行うにあたって取るべき PDPA 対策について解説する。

第2 PDPAの概略

1 個人情報の定義

PDPA は、「事業者」による「個人情報」の取得、使用及び開示について規制している。PDPA の保護対象となる「個人情報」は「真偽を問わず、その情報そのものから個人を識別することができる情報、又はその情報と事業者がアクセス可能なその他の情報と併せて個人を識別することができる情報」と定義されており、「個人」は「生死にかかわらず全ての個人」を意味するとされているため、シンガポール国籍の有無やシンガポール居住の有無を問わず、一切の個人の個人情報が保護の対象となる⁽⁴⁾。そのため、「個人情報」には、事業者の顧客等の個人情報のみではなく、従業員の個人情報も含まれる。

なお、PDPA には、いわゆる機微（センシティブ）個人情報の規定はないものの、PDPC のガイドラインでは、機微個人情報を大量に取扱う事業者が当該情報の開示により生じ得る損害に比例した十分な安全措置を講じていない場合には罰則が加重される旨規定されているため、機微情報を取扱う場合には通常よりも高いレベルでの安全措置を講じる必要がある。

2 PDPA の規制対象

PDPA の規制対象となる「事業者」は、「シンガポールの法律に基づいて設立又は承認されたか否か、シンガポールに居住しているか、事務所又は事業場所を有しているか否かを問わず、個人、法人、団体又は社団（法人格の有無を問わない。）を含む」とされており、シンガポール国外の法人も規制対象となり得る。もっとも、PDPC のガイドラインである“Advisory Guidelines on Key Concepts in the Personal Data Protection Act”（以下「PDPC ガイドライン」⁽⁷⁾）（以下「全ての事業者は、シンガポールにおける

個人情報の取得、使用及び開示に関する活動について、PDPA を遵守しなければならない」と明記されていることから、PDPA が適用されるのはシンガポール国内での個人情報の取得等に限定されると考えられる。

また、小規模事業者に対する適用除外規定はないことから、従業員の個人情報のみを有する事業者であっても PDPA の適用対象となり、以下で述べる義務を遵守しなければならない点に注意が必要である。

3 PDPA 上の主な義務

事業者は、個人情報を取得、使用又は開示（以下「取得等」という。）するにあたり、主に以下の義務を負う。

(1) 同意取得義務

個人情報を取得等する場合に、あらかじめ目的等を開示した上で本人の同意を取得し、その目的の範囲内で取得等しなければならない義務⁽⁹⁾。

(2) 情報開示・訂正義務

本人の希望に応じて保持している個人情報を開示し、誤りがある場合には訂正する義務⁽¹⁰⁾。

(3) 正確性担保義務

保持している個人情報の正確性を保つための合理的な措置を講じる義務⁽¹¹⁾。

(4) 保護義務

保持している個人情報に対する不正アクセス等を防止するための合理的なセキュリティ対策を講じる義務⁽¹²⁾。

(5) 保持制限義務

個人情報を取得した目的が達成され、保持する必要がなくなった場合に、当該個人情報の保持を停止する義務⁽¹³⁾。

(6) 国外移転制限義務

PDPA に従う場合を除き、個人情報を国外に移転してはならない義務⁽¹⁴⁾。

(7) ポリシー策定義務

個人情報保護ポリシーを策定し、実施するとともに、要求に応じて開示しなければならない義務⁽¹⁵⁾。

(8) データ保護責任者任命義務

データ保護責任者（以下「DPO」という。）を任命し、その連絡先を公表する義務⁽¹⁶⁾。

(9) Do-Not-Call 規制遵守義務

登録機関（“Do-Not-Call Registry”⁽¹⁷⁾）に登録された電話番号に対するマーケティング目的での電話、ショートメッセージ又はファックスの送信等を行ってはならない義務⁽¹⁸⁾。

第3 日本企業が取るべきPDPA対策

1 同意書の作成・取得

同意取得義務は、PDPA の中でも最も基本的な義務と言える。そのため、事業者は、同意書のフォーマットを作成し、個人情報を取得等する前に必ず同意書にサインを取得するよう、従業員に対して徹底する必要がある。同意書には、取得等の目的や予定される開示先を明確かつ具体的に記載し、これに変更がある場合に速やかに新たな同意書を取得できる体制を整えることが重要である。

なお、本人がある目的のために自発的に個人情報を提供し、かつ、提供することが合理的であると考えられる場合には、例外的に同意があったものとみなされるが、みなし同意の例外は限定的に解釈されるべきであるから、この例外に依拠することなく、特段の事情がない限り同意書を取得することが望ましい。

2 個人情報保護ポリシーの策定

PDPA 上、個人情報保護ポリシーは、個人情報の取扱い方針、取扱い方法、講ずべきセキュリティ対策等を規定した社内用の個人情報取扱規程と、個人情報の種類、取得等の目的、開示先等を規定した外部用のプライバシーポリシーの2つのポリシーを意味することから、個人情報を1件でも保有する事業者はこの2つのポリシーを策定しなければならない。

外部用のプライバシーポリシーは、事業者のホームページ等に掲載することが想定されており、(1) 個人情報の定義、(2) ポリシーの目的、(3) ポリシーの名宛人、(4) ポリシーの適用者及び義務、(5) 個人情報の主体、(6) 個人情報の取得等の目的、(7) 個人情報の種類、(8) 本人からの問合せ等への対応方法、(9) 個人情報の開示先、(10) 外部の情報処理業者に PDPA 上の義務を遵守させるために講じる措置の内容、(11) 個人情報の保持期間を通して PDPA 上の義務を遵守するための対策等について規定することが求められる。他方、社内用の個人情報取扱規程には、上記(1)乃至(11)に加えて、(12) 規程の改定頻度、(13) 規程の管理者及び承認者、(14) 社内における個人情報の保護対策、(15) 情報漏洩等への対応方法、(16) 情報保護影響評価の実施時期・手法等についても規定する必要がある(図2)。このように個人情報保護ポリシーは、各事業者の個人情報の取扱い方法や保護対策に応じて個別・具体的に作成されるべきものであるため、日本本社の個人情報保護ポリシーをそのまま英訳するだけでは不十分であり、シンガポール子会社の実態やPDPAの内容に応じて作成することが重要である。

また、ポリシー策定義務には、個人情報保護ポリシーを実施する義務も含まれているため、個人情報保護ポリシーを作成するだけでなく、その内容を従業員に周知するための社内講習等を定期的実施しなければならない。

図2

規定内容	外部用 プライバシーポリシー	社内用個人情報 取扱規程
(1)個人情報の定義	✓	✓
(2)ポリシーの目的	✓	✓
(3)ポリシーの名宛人	✓	✓
(4)ポリシーの適用者及び義務	✓	✓
(5)個人情報の主体	✓	✓
(6)個人情報の取得等の目的	✓	✓
(7)個人情報の種類	✓	✓
(8)本人からの問合せ等への対応方法	✓	✓
(9)個人情報の開示先	✓	✓
(10)外部の情報処理業者にPDPA上の義務を遵守させるために講じる措置の内容	✓	✓
(11)個人情報の保持期間を通してPDPA上の義務を遵守するための対策	✓	✓
(12)規程の改定頻度		✓
(13)規程の管理者及び承認者		✓
(14)社内における個人情報の保護対策		✓
(15)情報漏洩等への対応方法		✓
(16)情報保護影響評価の実施時期・手法		✓

PDPCのGuide to Developing A Data Protection Management Programme (<https://www.pdpc.gov.sg/-/media/Files/PDPC/PDF-Files/Other-Guides/DPMP/Guide-to-Developing-a-Data-Protection-Management-Programme-15-July-2019.pdf>)を基に独自に作成

3 国外移転のための情報移転契約の締結

日本企業の場合、シンガポール子会社が取得した個人情報を日本本社で管理することも多いが、PDPAでは原則として個人情報の国外移転を禁止しており、PDPAに従う場合にのみ例外的に許容されている。PDPA及びPersonal Data Protection Regulations 2014(以下「PDPA規則」という。)によれば、個人情報の国外移転は、①情報を移転する事業者がPDPAの義務を遵守するとともに、②情報の受領者が当該個人情報に対してPDPAと同等の保護を提供することが、法律、契約又は社内規則等で法的に義務付けられている場合に認められる。

この点、日本の個人情報保護法がPDPAと同等の保護を提供しているかについては明確な見解がないことから、個人情報を日本に移転する場合には、シンガポール子会社と日本本社の間で情報移転契約を締結し、情報移転契約によってPDPAと同等の保護を提供する義務を日本本社に課することが、実務上一般的な対応である。

4 DPO 任命義務

DPOとは、「事業者がPDPAを遵守することについて責任を負う1名以上の個人」を意味する。DPOの具体的職務

や責任については PDPA 上に規定されていないものの、事業者内部における個人情報保護制度の周知徹底を行い、個人情報に関する外部との連絡窓口となる役割が期待される。⁽²⁴⁾

PDPA 上は、DPO に関する資格要件も定められていないため、事業者の従業員に限らず、外部の者に委託することも可能だが、上記の役割に鑑みると、役割を全うしうるに足る資質（シンガポール国内から連絡が取れる状況にあること、当該事業者が PDPA を遵守させるための能力があること等）が求められる。⁽²⁵⁾ 具体的には、DPO がシンガポールに居住していることは必須の要件ではないものの、シンガポール国内からアクセス容易な連絡先を有している必要があり、電話番号はシンガポール国内の電話番号とすることが求められること⁽²⁶⁾から、事実上シンガポールに居住している人を DPO とすることが望ましい。また、DPO の性質上、社内のシニアマネジメント層から任命することが望ましいとされている。⁽²⁷⁾

5 セキュリティ対策の整備・構築

前述のとおり、事業者は、保持する個人情報への不正なアクセス、取得、使用、開示、複製、改変、廃棄及びその他のリスクを防ぐために「合理的かつ適切な情報保護対策」を取らなければならない。「合理的かつ適切」と認められるためには、事業者は、(1) 取扱う個人情報の性質、(2) 個人情報の取得方法（電子的方法によるか否か）、(3) 無権限者による個人情報の取得、変更、廃棄が当該個人に及ぼす影響といった要素を考慮した上で情報保護措置を整備し、構築する必要がある。⁽²⁸⁾

そのため、事業者は、取扱う個人情報の性質や情報漏洩の結果予想されるリスクの大きさに応じて、個人情報の厳重管理、パスワードによる保護、セキュリティソフトの導入等のセキュリティ対策を講じることに留まらず、セキュリティ対策が実際に機能するよう、構築したセキュリティ対策を確実に実施する人材を確保、教育することや、情報漏洩の場合に迅速かつ効果的に対応できるための体制を構築することが求められる。⁽²⁹⁾

第4 結語

以上のように、PDPA 上求められる対策は多岐にわたり、全ての義務を遵守することは簡単ではない。しかしながら、PDPC は厳しく取り締まりを行っているため、自社のシンガポール子会社で取扱う個人情報の数が少ない場合であっても対策を疎かにせず、PDPA の内容を理解した上で、実務に応じた適切な対策を講じることが非常に重要である。

以上

- (1) <https://www.pdpc.gov.sg/Commissions-Decisions/Data-Protection-Enforcement-Cases>
- (2) PDPA第3条
- (3) PDPA第2条
- (4) なお、個人情報に該当する場合であっても、「氏名、役職名若しくは肩書、事業用の電話番号、住所、メールアドレス若しくはFAX番号又はこれらに類似するその他の個人に関する情報で、当該個人の私的な目的のみで提供されていないもの」は、「事業連絡情報(“business contact information”）」としてPDPAの適用対象外となる(PDPA第4条第5項)。
- (5) Advisory Guidelines on Enforcement of the Data Protection Provisions 25.2.5
- (6) PDPA第2条
- (7) <https://www.pdpc.gov.sg/-/media/Files/PDPC/PDF-Files/Advisory-Guidelines/AG-on-Key-Concepts-in-the-PDPA-Revised-15-July-2019.pdf>
- (8) PDPCガイドライン6.3
- (9) PDPA第13条
- (10) PDPA第21条、第22条
- (11) PDPA第23条
- (12) PDPA第24条
- (13) PDPA第25条
- (14) PDPA第26条
- (15) PDPA第12条
- (16) PDPA第11条
- (17) <https://www.dnc.gov.sg/index.html>
- (18) PDPA第9章
- (19) PDPA第15条第1項
- (20) PDPCガイドライン20.9
- (21) PDPCガイドライン20.11
- (22) PDPA第26条第1項、PDPA規則第9条第1項、第3項、第10条
- (23) PDPA第11条
- (24) PDPCガイドライン20.3、20.4
- (25) PDPCガイドライン20.5、20.6
- (26) PDPCガイドライン20.7
- (27) PDPCガイドライン20.5
- (28) PDPCガイドライン17.2
- (29) PDPCガイドライン17.3

弁護士 関川 裕

Yutaka Sekikawa
直通 / +65-6831-5673
MAIL / ysekikawa@tml.gr.jp

【主な取扱分野】

アジア / 一般企業法務 / M&A / アライアンス / 不正調査 / 不動産投資 / 知財トランザクション / 商標 / 人事制度の構築・運用



【登録、所属】

第二東京弁護士会(2005-2010、2012) / シンガポール外国法弁護士(2012-2019) / シンガポール法弁護士(FPC)(2019)

弁護士 永津隆子

Takako Nagatsu
直通 / +65-6831-5679
MAIL / tnagatsu@tml.gr.jp

【主な取扱分野】

アジア / 一般企業法務 / M&A / コンプライアンス対応 / 個人情報保護法 / 商標



【登録、所属】

第一東京弁護士会(2017) / シンガポール外国法弁護士(2018)

タイにおけるフランチャイズ事業規制(取引競争法告示)

—— 弁護士 高祖大樹
 —— 弁護士 田中健太郎
 —— 外国弁護士 Warittha Ratanacharee
 —— 弁護士 杉浦翔太

第1 はじめに

FC 事業では、そのビジネスモデルが多店舗展開に適していることもあり、早くから海外進出を実現している事例が多く見られる。海外進出は目先の売上増だけでなく、ブランドを国際的に浸透させるという意味でも大きな効果をもつが、展開コストの安さやマーケットとしての成長性から、アジア諸国を進出先として選択するケースが最も多い。具体的には、下表のような形態で進出することが考えられる。

方式	形態	投資額 リスク	日本側の コントロール
現地企業とマスターFC契約	日本・本部 (マスター・フランチャイザー) ↓ 現地企業 (マスター・フランチャイジー) ↓ 現地企業(サブ・フランチャイジー) 又は直営店	低	弱
子会社を設立	日本・本部 (マスター・フランチャイザー) ↓ 現地子会社 (マスター・フランチャイジー) ↓ 現地企業(サブ・フランチャイジー) 又は直営店	高	強
合併会社を設立	日本・本部 (マスター・フランチャイザー) ↓ 現地・合併会社 (マスター・フランチャイジー) ↓ 現地企業(サブ・フランチャイジー) 又は直営店	中	中

上記のいずれかの手法を採用するかを検討するにあたっては外資規制の内容を確認することが重要になるが、これに加えて、アジアでは、フランチャイズに関する特別の規制が設けられている国が多いことから、フランチャイズ法制についても予め確認しておくことが肝要である。具体的には、①登録・届出手続の要否・必要な手続及び期間、②開示規制の有無・内容並びに③その他関係規制の有無（一定の禁止行為、クーリングオフ制度・言語要件等）を確認することがフランチャイズ展開をするにあたって重要となる。

第2 タイにおける取引競争法上のフランチャイズ事業規制

2020年2月4日より、タイにおいて、あらたに取引競争法上のフランチャイズ事業規制が適用された。本規制は、2019年9月20日までパブリックヒアリングに付されていた告示案を若干修正して正式に発行されたものであり、フランチャイズを営むにあたっての登録や届出を要するものではないが、以下第3 Ⅰの「フランチャイズ事業」に該当する事業を営む場合には、取引競争委員会が2019年12月6日に発行した取引競争委員会告示（以下「本告示」という）により、フランチャイザーには以下の第4～6の義務が課されることとなる。

第3 フランチャイズ事業の意義

Ⅰ 定義

フランチャイズ事業とは、一方当事者（フランチャイザー）が、他方当事者（フランチャイジー）との間で、書面で締結した契約により以下の①～④を満たす事業を行うことをいう。

- ①特定の期間又は特定の地域において、
- ②(i) フランチャイザーが提供する業務モデル・業務システム・業務プロセス、及び(ii) フランチャイザーの知的財産権又は知的財産権を利用させる権利を用いて、
- ③フランチャイザーの事業計画に基づく援助・監督の下で（フランチャイジーによって）実施される事業であって、かつ
- ④フランチャイジーがフランチャイザーに対して対価を支払う事業

Ⅱ マスター・フランチャイズ契約への適用可能性

日本企業がタイ国内で事業展開を行う場合には、マスター・フランチャイズ契約を締結することも多いが、一般的にマスター・フランチャイズ契約とは、マスター・フランチャイザーが、マスター・フランチャイジーに対して、事業ノウハウ等を含むフランチャイズ・パッケージを提供し、当該マスター・フランチャイジーが特定の国・地域においてサブ・フランチャイジーに対してフランチャイズ事業を行うことを許諾する形態のフランチャイズ契約のことをいう。

本告示では、マスター・フランチャイズ契約について個別に言及されていないが、マスター・フランチャイズ契約も上記①～④の要件を満たし、本告示の対象に含まれる可能性があるように思われる。実際に、取引競争委員会の担当官への照会によれば、マスター・フランチャイズ契約も本告

示における規制の対象であるとの回答が得られたが、この点についてはタイ国内の専門家において議論のあるところであり、実務運用上どのような解釈がなされるかについて引き続き注視していく必要がある。

第4 フランチャイズ事業に関する情報開示義務

フランチャイズ事業の自由、公正かつ透明性のある競争を確保するために、フランチャイザーは、フランチャイジーに対して、フランチャイズ契約を締結する前に、以下の情報を開示しなければならない。なお、情報開示を行うためのフォーマットは現時点では、特段指定されていない。

- ①フランチャイズ事業の運営にあたりフランチャイジーがフランチャイザーに対して支払う対価、及び費用（例えば、フランチャイズ加盟料、ロイヤルティ、販売促進費、教育研修費、及び事業運営に必要な機材等の購入費並びに費用の計算方法（払戻金の支払条件の詳細を含む。）など）
- ②フランチャイズ事業のビジネスモデル（例えば、業務支援、教育研修、助言提供、近隣のフランチャイジーの数・場所及び将来の出店予定、並びに販売援助の詳細）
- ③関連する商標権、特許権及び著作権、これらの存続期限、並びにライセンスの範囲及び条件
- ④フランチャイズ契約の更新、改訂、解約、取消しの条件

第5 近隣店舗設置時における店舗経営優先権の付与

フランチャイジーが経営する店舗の近隣に、フランチャイザーが管理・運営する新規店舗を設置する場合には、当該フランチャイジーに対してその旨の通知を行うとともに、当該フランチャイズ店舗を経営する権利を、適切な考慮期間を付与したうえで与えなければならない。⁽¹⁾

第6 フランチャイジーに対して不当に不利益な条件を課すことの禁止

フランチャイザーが、フランチャイジーに対して、以下の契約条件を課すことは、取引競争法 57 条の不公正な取引として禁止される。

- ①正当な理由なく、⁽²⁾フランチャイジーに対して、フランチャイジーを制限する条件を課すこと（例えば、(i) フランチャイズ事業に関係のない製品やサービスをフランチャイ

ザー又はフランチャイザーの指定する製造者、供給者又はサービスプロバイダーからのみ購入させるといった条件を課すこと、(ii) 超過部分の商品や材料を返還できない条件で実際に必要な分量よりも多くの商品や材料を購入させること

- ②事業上の正当な理由がある場合、又はフランチャイズ事業の評判、品質、及び水準を保つために必要な場合を除き、フランチャイズ契約を締結した後に、フランチャイジーに対して追加の条件を課すこと（例えば、フランチャイジーに対して他の商品や役務を購入させること、又はフランチャイズ契約に明記されている事項とは別の追加的義務の履行を課すこと）
- ③フランチャイジーが、フランチャイザー以外の製造業者、卸売業者、又はその他販売業者から、同品質の商品を、フランチャイザーが提供するよりも廉価で仕入れることを禁止し、正当な理由なく、当該商品をフランチャイザー又はフランチャイザーが指定した卸売業者若しくはその他販売業者から購入することを、フランチャイジーに対して義務付けること
- ④正当な理由なく、フランチャイジーが傷みやすい商品や消費期限の近い商品を廉価で販売することを禁止すること
- ⑤不公正な取引方法を用いて、正当な理由なく、フランチャイジーごとに異なる条件を付すことによって、すべてのフランチャイジーを平等に扱わないこと
- ⑥フランチャイザーの評判、品質、サービス水準を保つことと関連しない、不適切な契約条件をフランチャイジーに課すこと

第7 違反に対する措置、経過措置等

本告示は、取引競争法 57 条違反に当たる不公正取引の行為類型の詳細を規定するものとされているため、上記第 4～6 の義務違反に対しては、最大で、義務違反行為を行った年における年間収益の 10% の課徴金が課される可能性がある（取引競争法 82 条）。また、取引競争委員会は、義務違反行為を行ったフランチャイザーに対して、当該行為の停止又は改善を命じることができる。

本告示が、本告示以前に締結されたフランチャイズ契約にも適用されるか否かについても、本告示においては明示されていない。したがって、本告示が適用される前から継続しているフランチャイズ契約に基づいて、本告示が適用された後に行った行為について、規制の対象とされる可能性もある。

タイ国内でフランチャイズ事業を行う事業者においては、今後フランチャイズ契約の見直しや修正を検討する必要があるほか、新規店舗設立の業務フローを変更することが必要となる。

以上

弁護士
高祖大樹
(1977年生)

Daiki Koso
MAIL / dkoso@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】
証券化・流動化・REIT / プロジェクト・ファイナンス / ストラクチャー・ファイナンス / コーポレート・ファイナンス / M&A / 一般企業法務 / 不動産投資 / 開発 / 太陽光発電・その他自然エネルギー / 電気事業 / アジア / 医療 / ヘルスケア / バイオ / 人材・教育・福祉

【登録、所属】
第一東京弁護士会(2004)

外国弁護士
Warittha Ratanacharee

MAIL / wratanacharee@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】
知的財産権 / 労働法 / 一般企業法務 / M&A

【登録、所属】
Lawyers Council of Thailand
(2012)

弁護士
田中健太郎

Kentaro Tanaka
MAIL / ketanaka@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】
一般企業法務 / M&A / アライアンス / コーポレートガバナンス / 起業・株式公開支援 / 商事関連訴訟 / 税務争訟 / タックス・プランニング / フランチャイズ / 事業承継

【登録、所属】
第二東京弁護士会(2010) / American Bar Association(2016) / International Franchise Association(2017) / International Bar Association(2018) / イリノイ州(2018) / 第二東京弁護士会会社法研究会

弁護士
杉浦翔太
(1989年生)

Shota Sugiura
MAIL / ssugiura@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】
アジア / 個人情報 / コンプライアンス / 一般企業法務

【登録、所属】
第二東京弁護士会(2016)

最新の韓国個人情報保護法制

—— 弁護士 白 泰成
—— 弁護士 呉 香仙

第1 韓国「データ3法」の改正

韓国における個人情報保護法制は、「個人情報保護法」を基本法として、産業分野や情報の種類等に応じて特別法が制定されている。2020年2月4日、改正「個人情報保護法」(以下「個人情報保護法」という。)、改正「情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律」(以下「情報通信網法」という。))及び改正「信用情報の利用及び保護に関する法律」(以下「信用情報法」といい、これらを総称して以下「データ3法」という。))が公布され、2020年8

月5日に施行されることとなった(但し、信用情報法の一部の規定は、公布後1年又は1年6か月の期間内に大統領令が定める日に施行予定である。)。本稿では、データ3法の主な改正内容について概説する。

第2 改正の内容

■ 個人情報保護法

(1) 個人情報の概念の整理

個人情報保護法においては、個人情報に関する概念を、「個人情報」、「仮名情報」及び「匿名情報」に区分した。

「個人情報」は、「生存する個人に関する情報であつて、(i)氏名、住民登録番号及び映像等を通じて個人を識別することのできる情報、(ii)当該情報のみ

からは特定の個人を識別することはできないが、他の情報と結合することにより容易に特定の個人を識別することのできる情報又は (iii) 仮名情報、のいずれかに該当する情報」と定義され(同法 2 条 1 号)、後述する「匿名情報」が除外されることが明確になった。「仮名情報」は、「上記の (i) 又は (ii) の情報に仮名処理を施したことにより、元の情報へと復元するための追加情報なくしては特定の個人を識別することのできない情報」と定義された(同法 2 条 1 号タ)。一方、今回の改正では定義規定が置かれなかったが、他の追加情報との結合をもってしても個人を特定することができない情報は「匿名情報」として、個人情報保護法による規制対象からは除外されることとなった(同法 2 条 1 号、3 条 7 号)。匿名情報は、それのみでは特定の個人を識別できないという点においては仮名情報と同様であるが、他の追加情報との結合によっても特定の個人を特定できないという点において仮名情報とは異なる。

(2) 収集目的と合理的に関連する範囲内における個人情報の利用及び提供

現行法においては、個人情報は、その収集目的の範囲内においてのみ利用及び提供が可能であるが、改正により、当初の収集目的と合理的に関連する範囲内であれば、情報主体の同意なくして個人情報の利用及び提供が可能となった(同法 15 条 3 項、同法 17 条 3 項)。なお、かかる場合における個人情報の利用及び提供の詳細は、大統領令に委任されている。

(3) 「仮名情報」に係る規制

仮名情報は、個人情報の一類型ではあるが(同法 2 条 1 号タ)、個人情報とは異なる規制が課されることとなった。

まず、統計作成・科学研究・公益的記録保存の目的であれば、情報主体の同意なくしてこれを利用することが可能となった(同法 28 条の 3 第 1 号)。もっとも、自らの有する仮名情報を他の個人情報処理者が有する仮名情報と結合するには専門機関を通じて行う必要があり、結合した仮名情報を移転するには当該専門機関の承認が必要である(同条 2 項)。また、特別な安全管理措置を講ずる義務(同法 28 条の 4)、個人の特定目的での仮名情報の取扱禁止に係る義務(同法 28 条の 5)、当該取扱禁止に係る義務に違反した場合の課徴金(同法 28 条の 6)、個人情報に係る規制との適用関係に係る規定(同法 28 条の 7)

が新設された。

(4) 個人情報保護委員会の監督機能・権限の強化

同法の管轄行政機関である個人情報保護委員会が、大統領直属の行政機関との位置づけから、國務總理(首相に相当)直属の中央行政機関に格上げされ、また、様々な機関に分掌されていた監督機能・権限の移管を受けることで、個人情報保護委員会の監督・権限が強化された。

2 情報通信網法

(1) 情報通信網法とは

情報通信網法は、情報通信サービスの利用者の個人情報の保護を目的とするものであり、個人情報保護法の特別法である。

(2) 個人情報保護法との重複既定の整理

これまでデータ 3 法は、それぞれの整合性を考慮せずに改正されてきたため、特別法である情報通信網法に個人情報に係る一般規定が存在し、当該一般規定について、個人情報保護法と重複するとの問題があった。改正により、情報通信網法における当該一般規定が削除され、個人情報保護法へと移管されたことにより、個人情報に係る一般規定は個人情報保護法に一元化されることとなった。

(3) 権限委任規定の改正

情報通信網法の管轄行政機関である放送通信委員会の権限の委任先が放送通信委員会の所属機関とされた(同法 65 条 1 項)。

3 信用情報法

(1) 信用情報法とは

信用情報法は、以下に述べる信用情報の取扱いについて定めたものであり、個人情報保護法の特別法である。

(2) 「仮名情報」概念の新設及び「仮名情報」の処理方針

個人情報保護法と同様に、信用情報法においても、「仮名情報」の概念が新設された。同法における仮名情報は、「仮名処理された個人信用情報」と定義された(同法 2 条 16 号)。

なお、「個人信用情報」とは、「企業及び法人に関する情報以外の生存する個人に関する信用情報であって、(i) 姓名、住民登録番号及び映像等を通じて特定の個人を識別できる情報又は (ii) 当該情報のみでは特定の個人を識別できなくとも、他の情報と結合することにより容易に特定の個人を識別できる情報、のいずれかに該当する情報」と定義され(同

法 2 条 2 号)、信用情報は、「金融取引等の商取引において取引の相手方の信用を判断する際に必要な情報であって、(i) 特定の信用情報主体を識別できる情報 (ii) 乃至 (v) の一に該当する情報と結合される場合に限る。)、(ii) 信用情報主体の取引内容を判断できる情報、(iii) 信用情報主体の信用度を判断できる情報、(iv) 信用情報主体の信用取引能力を判断できる情報又は (v) その他信用情報主体の信用を判断する際に必要な情報、のいずれかに該当する情報」と定義される (同法 2 条 1 号)。

仮名情報に係る規制については、上述の個人情報保護法のものと同様であるが、統計作成・科学研究・公益的記録保存の目的であれば、信用情報主体の同意なくして仮名情報の利用が可能であるという点について、統計作成には、市場調査等の商業目的が含まれ、研究には産業的研究が含まれる旨明記されている点が個人情報保護法と異なる (同法 32 条 6 項 9 の 2)。

(3) 同意なくして信用情報を収集できる新たな例外事由

信用情報の収集には、原則として同意が必要であるところ (同法 15 条)、信用情報主体の同意なくして収集できる例外的な場合として、信用情報主体が自ら SNS 等に直接又は第三者を通じて公開した場合 (但し、大統領令が定めるところにより信用情報主体の同意があると客観的に認められる場合に限る。) が新設された (同法 15 条 2 項 2 号タ)。

(4) 信用情報主体の新たな権利

信用情報主体の権利として、(i) 信用情報を利用・提供する者として大統領令で定める者 (以下「信用情報利用・提供者」という。) に対して、自己の個人情報情報を、他の信用情報利用・提供者に移転することを要求できる権利 (データポータビリティ権。同法 33 条の 2)、(ii) 信用情報利用・提供者に対して、(a) 自己についての自動化評価 (コンピューター等の情報処理措置のみで個人情報等を処理することで信用情報主体を評価することをいう。以下同じ。) の実施の有無、(b) 自動化評価の結果、その主要基準及び自動化評価に使用された基礎情報等の説明を要求する権利、(c) 自動化評価において自己に有利に作用する情報を提出する権利、(d) 自動化評価に使用された情報の訂正・削除を要求する権利、(e) 自動化評価の再実施を要求する権利 (同法 36 条の 2) が新設された。

(5) 個人情報保護法との重複既定の整理

信用情報においても、情報通信網法と同様、個人情報保護法と重複する一般規定があったため、これらが削除された。

以上

弁護士

白 泰成

(1989年生)

Thaesong Paek

直通 / 03-6438-6084

MAIL / tpaek@tmi.gr.jp

【主な取扱分野】

一般企業法務 / ストラクチャードファイナンス / 不動産投資 / 証券化・流動化・REIT / プロジェクトファイナンス / 太陽光発電・その他自然エネルギー / 反社会的勢力対応 / 韓国

【登録、所属】

東京弁護士会 (2016)

弁護士

呉 香仙

(1992年生)

Hyangson Oh

直通 / 03-6438-6134

MAIL / hoh@tmi.gr.jp

【主な取扱分野】

一般企業法務 / M&A / 商事関連訴訟 / 相続 / 遺産分割協議 / 韓国 / その他国際法務

【登録、所属】

第一東京弁護士会 (2018)

中国における冒認特許への対策

—— 弁理士 齊藤直彦
—— 弁理士 韓 明花

第1 はじめに

グローバル化した現代の競争環境において、技術者を始めとする高度専門人材の流動性が高まっているが、企業や国の枠を超えて移動する際には、その人材が保有している知識やノウハウも同時に移動することとなる。このことは、時として営業秘密が社外に漏洩するという事態を生じさせており、問題視されている。特に技術情報の他国への漏洩に関しては、証拠の収集が困難な場合や、法制度の整備が不十分な場合も多く、泣き寝入りを余儀なくされることも少なくない。さらには、退職時に従業員が持ち出した技術情報が勝手に他国で特許出願され、特許公開時にその事実について初めて認識するという事案や、さらには冒認特許権者から逆に特許権侵害の警告を受けたり、訴訟を提起されるという事案も散見される。本稿では、近年特に問題視されている中国において漏洩した技術情報を用いた冒認特許出願への対策として、特許出願前と特許出願後のそれぞれについて検討を行った。

第2 冒認特許出願前の対策

1 先使用权の確保

先使用权とは、特許が成立したある発明に関して、自らがその特許権者でなくても、他人が出願する前から同様の発明を創作し、それを事業化または事業化するための準備をしていれば、例外としてその特許発明を実施できる権利をいう。中国の訴訟において先使用权（先使用の抗弁）が認められるためには、被疑侵害者（訴訟の被告）が、以下の（a）～（d）の全てを立証する必要がある。

- （a）特許出願日前に、
- （b）先使用技術を合法的に取得して、
- （c）同一の製品を製造し、若しくは同一の方法を使用し、又は製造若しくは使用に必要な準備を完了しており、かつ、
- （d）もとの範囲内でのみ継続して製造し、又は使用している

ここで、我が国の先使用权との相違点は、中国の裁判所は証拠の信憑性について厳格に判断する傾向にあるため、証拠として採用されるためには、一般的に公証人立会のもと証拠の公証を取得しておく必要がある点である。一方で、

公証を取得している場合には、相手方からの反証が認められない限り、事実を確定する証拠となることが法律上定められている（民事訴訟法 69 条）。

上記（a）については、特許出願日前に既に証拠が存在していたことを立証するために、日付確保のための公証を取得しておくことが有効であり、上記（b）については、技術情報を漏洩させた側の企業においては、通常問題になることはないとする。

上記（c）に関しては、主に、（c-1）技術の内容に関する証拠、及び（c-2）実施又は実施の準備に関する証拠に関して、公証を取得しておく必要がある。（c-1）技術の内容に関する証拠とは、先使用発明の具体的内容、完成していた日付や、製品の設計段階を立証する証拠であり、（c-2）実施又は実施の準備に関連する証拠とは、先使用発明に係る事業の実施の準備の状況と時期や、先使用発明に係る製品を実際に製造していたことを立証する証拠である。上記に加えて、実際に製造した製品自体や、製造工程を撮影した映像等の公証を取得しておくことも有効である。

なお、物の発明の特許（製品特許）に対する先使用に関しては、我が国の場合は、物の発明の特許権に対する先使用行為は、生産行為に限られず、販売、輸入等も含まれるが、中国の場合は、「製造」行為に限られる。したがって、証拠についても、「製造」または「製造に必要な準備」が完了していたことを裏付ける証拠の公証を取得しておく必要がある点に留意する必要がある。

（c-1）技術の内容に関する証拠	・ラポノート、技術成果報告書 ・発明提案書 ・設計図、仕様書
（c-2）実施又は実施の準備に関する証拠	・製品名／品質／販売時期が明記された実施計画書 ・事業開始決定書 ・製造設備や原材料購入の見積書／請求書／納品書 ・製造部門の作業目録、運転マニュアル、製造工程図 ・事業に関する行政機関の許可書／評価書

上記（d）に関しては、先使用权者は、「もとの範囲内でのみ」継続して製造し、又は使用できるとされているが、この「もとの範囲」には、（d-1）特許出願日前に既にある生産規模、（d-2）特許出願日前に既にある生産設備を利用して達成可能な生産規模、（d-3）特許出願日前に既に行われている生産の準備に基づいて達成可能な生産規模が含まれる。したがって、実施主体、実施能力（専用設備、汎用設備、生産能力）、実施形式（先使用技術の技術的範囲）等の変更があった場合には、変更があった時点で関連資料を収集し、新たな証拠として公証を取得しておく必要がある。特に、中国の場合は、我が国とは異なり実施権に量的制限

も課されているため、“生産設備を増設して生産規模を拡大した”等の事実がある場合には、その時点で別途公証が必要となる点に留意する必要がある。なお、条文上は、製品については「製造」できるという規定となっているが、一般的には、先使用权に基づいて製造した製品を「販売」できるのは当然と理解されているようである。

2 技術情報の事前公知化

漏洩した技術情報或いはその可能性が高い技術情報を事前に公知化することで、仮にその技術情報を用いた冒認特許が他社から出願されたとしても、その出願に係る発明の新規性は否定され、特許の権利化を阻止することができる。たとえ権利化されてしまったとしても、自由技術の抗弁を行うことにより特許権侵害を否定することができる。事前の公知化については、特許を出願して特許公開公報として発明を公開する、或いは、特許出願以外のその他の手段で発明を公知にする、ことが考えられ、発明の公知化の手段としては、学会・論文等での発表、インターネットでの発表、市場に流通している製品を購入した上で公証を取得する（公証購入）等が挙げられる。なお、インターネットで発表したときは、公知となった時点を明確にする観点から発表の日付と内容を公証することが望ましいと考えられ、また、公証購入については購入する全過程を公証することが有効である。どこまでの範囲を事前公知化するかについては、各個別企業の事業戦略と密接に関連してくるため一概には言えないが、一つの考え方としては、技術漏洩している可能性が高いものについては全て公知化することが考えられる。その際、公知化する発明について事前に特許出願をし、権利化しておくことで、他社が訴訟を提起しようとする際の牽制力（所謂、「カウンター特許」）になり得る。なお、製品の形状、構造又はそれらの組合せに係る発明については、特許ではなく（或いは特許と併用して）実用新案として出願することも、費用の削減や早期権利化の面から有効である⁽²⁾。

第3 冒認特許出願後の対策

1 情報提供

中国においては、特許出願の権利化を阻止する手段として、出願時に公知の文献等の情報を特許庁に提出する情報提供制度がある。情報提供は、特許出願の公開後から登録されるまでの間に何人も行うことができ、匿名でも可能である。一方で、中国の審査では、情報提供した場合でも、特許庁からは情報提供者に何の通知も発行されないため、実務上は情報提供の前後に審査官と電話等でスムーズにコミュニケーションが取れるように、情報提供の意見書に現地

代理人の連絡先を記載することもある。

2 特許無効審判

特許出願が権利化されてしまった場合には、特許を無効にするための無効審判を請求することができる。無効審判については、訂正要件が厳しいこと等の一部の相違点を除いては我が国と同様の制度であるが、実務上は以下の点に留意する必要がある。

- ・無効審判審理中の証拠提出期間が短く、無効審判の審理が早く進む（平均5か月で審決が出る）ため、侵害訴訟に巻き込まれてからだと、証拠を集めて審判準備をするのに十分な時間が確保できない可能性がある。そのため、普段から競合企業の公開特許や実用新案を調べておく等、ある程度の無効資料調査を行っておくことが望ましい。
- ・侵害訴訟の一審や二審（終審）の審理中に、対象特許に無効審決が発行された場合、係属している侵害訴訟は棄却される可能性がある。さらに、判決確定後に対象特許に無効審決が発行された場合は再審を請求することができることが裁判所の解釈として示されているため、初回の無効審判で無効にすることができなかった場合でも、新たな有効な証拠が見つかった場合には、再度無効審判を請求することが可能である。
- ・無効審判を匿名で請求することは認められていないが、実務上は個人の協力者名義等のダミーで請求することができる。特許権者に審判の請求人名が知られると、逆に特許侵害訴訟や請求人の保有する特許に対する無効審判等で反撃される可能性が高めるため、現地代理人と相談して、真の請求人名を隠して、ダミーの個人名義で請求することが通常行われている。

なお、中国では、冒認出願は無効理由としては挙げられていないが、真の権利者は、民事訴訟を提起して、特許権ないしは特許を受ける権利の移転（返還）を請求することは認められているため、冒認であることの明確な証拠がある場合には、移転請求のための訴訟を提起して特許や特許出願を取り戻すことも一手段として考えられる。

第4 最後に

以上検討したとおり、中国における冒認特許の出願前対策としては、証拠の定期的な公証取得により先使用权を確保しつつ、漏洩している可能性の高い技術情報については権利化阻止や自由技術抗弁のための公知化を図り、更には、他社牽制となるようなカウンター特許群を構築することが有効である。一方、すでに特許出願・権利化されてしまっ

いる場合は、情報提供・無効審判請求により権利化阻止・無効化を図るのと併せて、冒認を根拠とした特許（出願）の返還を請求することが対策として考えられる。

以上

- (1) 「実施の準備」に関して、最高人民法院は、(1) 発明を実施するのに必要な主要な技術図面又は工程書類を既に完成しているとき、(2) 発明を実施するのに必要な主要な設備または原材料を既に製造し又は購入しているとき、のいずれかに該当する場合には必要な準備が完了しているという解釈を示している（最高人民法院による専利権侵害紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈（法釈[2009]21号）15条）。
- (2) 中国の専利法には、我が国の実用新案法第29条の2のような「技術評価書を提示して警告をした後でなければ、侵害者等に対し、その権利を行使することができない」という旨の規定は存在せず、我が国の実用新案権と比較して使い易い権利であるといえる。
- (3) 最高人民法院による専利権侵害紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈（二）（法釈[2016]1号）2条、29条、30条

弁理士
斉藤直彦
(1977年生)

Naohiko Saito
直通 / 03-6438-5470
MAIL / nsaito@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】
特許 / 知財訴訟・審判

【登録、所属】
日本弁理士会(JPAA)(2007) / 中小企業診断士(2019) / AIPE認定 知的財産アナリスト(2020)

弁理士
韓 明花
(1982年生)

Minghua Han
直通 / 03-6438-5682
MAIL / mhan@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】
特許 / 知財訴訟・審判

【登録、所属】
中国(2011) / 中華全国専利代理人協会(2012) / 日本弁理士会(JPAA)(2018)

イスラエル労働法

—— 弁護士 田中真人

筆者は、2018年9月からイスラエルの大手法律事務所である Herzog Fox & Neeman Law Office に出向しており、適宜 TMI と連携しながら、主に、日系企業による投資、M&A、イスラエル企業との協業、イスラエル拠点設立、就労ビザ、その他イスラエルビジネスに関連する事項につきサポートしている。近年、日系企業のイスラエル進出が進んでおり、これまでに多くの日系企業のイスラエル進出をサポートさせていただいた。本稿においては、イスラエル労働法について概説する。

第1 イスラエル労働法の概要

イスラエルの労働法は、日本の労働法同様、広範な法律や規制に基づいており、これらの法規制は社会的・経済的影響を受けて頻繁に改定される。また、契約上、別途準拠法が定められていない限りは、イスラエルにおける雇用全てにイスラエル労働法が適用される（外国法が準拠法として定められている場合でも例外的にイスラエル労働法が適用される場合もある）。雇用関係は、雇用契約及び労働慣行だけでなく、労働協約（使用者団体と労働組合間で締結される一般労働協約、と個々の使用者と労働組合の間で

締結される特別労働協約がある）、拡張命令（Extension Order、労働省が、一般労働協約の適用を業界全体又は国全体にまで拡張したもの）、裁判例（労働裁判のハードルは高くなく、頻繁に提起される）によっても定められる。契約、法規制が異なる内容を定めている場合には、一般的に労働者にとって最も有利な内容の規定が優先される。

雇用契約、労働慣行などは書面化されていない場合もあり、また、書面化されていたとしても更新されていないケースも多いので、労働者の権利を書面のみから判断することは難しい。

日本と同様、労働関連の問題は、裁判所（主に労働裁判所）と政府当局（調査・行政処分などを行う）によって処理される。労働裁判において労働者の権利の保護は手厚いが、労働法違反は、民事訴訟、行政訴訟、刑事制裁を引き起こす可能性もある。場合によっては、会社役員等に対して制裁措置が課される可能性もある。

労働法施行法は、様々な労働法違反に対する罰金等を定めている。一般的に、企業に対して課される罰金等は、個別の違反内容に応じて異なり、違反が繰り返される場合や違反が継続される場合にはより高額な罰金が課せられる。労働法執行法は、会社が特定の違反を犯した場合には、会社のゼネラルマネージャー等に対して罰金を課すことも定める。

第2 労働契約の締結

イスラエル法人だけでなく、外国法人であっても、イスラエルにおいて従業員を雇用することができる。雇用契約を締結するためには、使用者は、従業員に対して当該従業員の労働条件が明記された一般的な通知書面を提供するか、又は、当該書面に記載される事項全てを含む雇用契約書を従業員との間で締結する必要がある。就業規則の作成義務はない。

1 労働時間

労働時間について、週の法定労働時間は2018年4月1日より43時間から42時間になった。所定の時間を超えて行われる労働は時間外労働とみなされる。一般的に、従業員が除外従業員（Exempt Employees、日本でいうところの管理監督者のようなもの）に該当しない限り、時間外労働を行った場合、時間外割増賃金を支払う必要がある。時間外割増賃金は、最初の2時間につき賃金の1.25倍、それ以降は1.5倍となる。

除外従業員とは、管理職として雇用されている従業員、企業秘密を有するなど特別な信認関係が必要な業務を行う従業員、又は使用者が労働時間を監督することが不可能な従業員を指す。判例は、非常に限られた状況においてのみ従業員が除外従業員として認識されると判断する。裁判所は、従業員の雇用状況に基づいて、企業内で除外従業員と整理されていた従業員が非除外従業員に該当すると判断して、時間外割増賃金の支払い等を命じることがあり、この点は、日本の裁判所が管理監督者性を否定し、時間外割増賃金の支払いを命じられるのと同様である。

2 年次有給休暇

年次有給休暇の最低日数は、日本の年次有給休暇付与日数よりも多く、次のように定められている。

- ・最初の5年間：年間16日
- ・6年目：年間18日
- ・7年目：年間21日
- ・8年目以降：年間21日 + (勤続年数 - 7年) × 1日 (最大年間28日)

日本では、2019年4月1日から、10日以上の日次有給休暇を付与された従業員が付与日から1年以内に5日間の年次有給休暇を消化することについて、使用者に義務付けられたが、イスラエルにおいては、従業員が1年間に7日間の年次有給休暇を消化することについて使用者が義務を負っている。当該7日を除いた残りの付与日数については、使用者の明示又は黙示の同意を得て最大2年間繰り越すことができる。年次有給休暇の買取りは、日本と同様、原則禁止されているが、例外的に退職する際等には認められている。

3 賃金・賞与

使用者は、随時改定される最低賃金を従業員に支払う必要がある。2017年12月以降、成人従業員の最低月額賃金は月額5,300シェケル（約16万円）である。

給与の支払遅延は刑事罰の対象となっており、給与の支払いを遅延し、その遅延が使用者の責めに帰さない事由によって発生したものではない場合には、使用者は、6か月以下の懲役又は罰金を科される可能性がある。

日本と同様、雇用契約などに別段の定めがない限り、使用者は、従業員に対してボーナスの支払義務を負わず、ボーナスの支払いは使用者の裁量となる。

4 年金制度・国民保険

使用者は、従業員の給料の一定割合を年金と国民保険に分配する必要がある。

年金制度は複雑で、様々なアレンジが可能だが、年金基金が最も一般的である。年金基金への毎月の拠出金は、使用者からの拠出金及び従業員の給料からの一定額の控除によって構成されている。現状、年金基金に対する使用者の最低拠出は従業員の給料の6.5%、従業員の最低拠出（給料からの控除）は従業員の給料の6%である。これに加えて、使用者は、少なくとも従業員の給料の6%の退職金積立金を拠出する必要がある（なお、退職基金に8.33%拠出するのが一般的である。）。)

国民保険基金への拠出金についても、使用者からの拠出金及び従業員の給料からの一定額の控除によって構成されている。拠出率は、従業員の個性（外国人であるか、定年を過ぎた者であるか等）によって異なる。

その他の重要な労働法規制

毎週の休日は連続した36時間を指し、大臣の許可がない限り、休日又は宗教上の祝日に勤務することは禁止されている。

従業員の職業選択の自由が尊重されており、従業員は、競業が使用者の正当な利益を損なう可能性がある場合（企業秘密の侵害など）にのみ、競業禁止合意が認められる。裁判所が競業禁止条項を有効とした場合でも、その効力は、従業員の地位、時間、地理的制限の範囲内で合理的とみなされる範囲に制限される。

対象者が労働者又は業務受託者であるかは、契約の文言だけでは決まらず、当該対象者の業務の内容、裁量、報酬体系等の様々な要素を踏まえて、対象者が使用者の指揮監督下にあるかという観点から判断される。

第3 解雇手続

解雇における客観的合理性と社会的相当性の条件が非常に厳しく判断され、これらの条件が認められない限り、解雇権濫用として解雇が無効になってしまう日本の労働法と比べると、イスラエルの労働法においては、解雇は相対的に容易だが、解雇プロセスに係る労働者の保護は手厚く、従業員を解雇する際にも慎重な対応が要求される。

まず、一般的に、従業員の解雇には正当な理由が必要

であり、差別的な理由で解雇することはできない。妊娠中、産休中、又は病気休暇中の従業員、不妊治療を受けている従業員、兵役又は予備役（兵役終了後に定期的に行う訓練）として活動する従業員など、特定の状況にある従業員を解雇することは禁止されている。

また、解雇プロセスは誠実に行われる必要がある。解雇が従業員の業績及び行動に基づくものである場合、違法解雇のリスクを軽減するために、従業員に対して当該原因について事前に警告し、改善の機会を与える必要がある。当該警告については、具体的な通知期間が決まっているわけではなく、従業員に対する誠実な対応という観点から判断される。

さらに、使用者は、解雇の最終決定を行う前に、解雇の理由を記載した書面を従業員に送り、従業員との間でヒアリングを行う必要がある。使用者は、最終決定をする前に、真摯に従業員の意見を考慮し、検討する必要がある。従業員は、弁護士などをヒアリングに同席させることができ、また、この手続のために、自分の業務評価に関連する書面などの閲覧を要求することもできる。

使用者は、従業員に対して事前の解雇通知を送付する必要がある。勤続年数が1年を超える従業員の場合、解雇日の1か月前に通知を送付する必要がある（日本では、少なくとも解雇日の30日前に解雇予告の通知をする必要がある。）。

従業員は、解雇時に、未消化の有給休暇、退職金などの権利を有するので、使用者は、これらの点についても対応が必要である。なお、使用者は、従業員に対して事前通知期間中に未使用の有給休暇を消化するよう要求してはならない。

退職金について、1年以上勤務した従業員は、原則として、1か月分の給与×勤続年数の退職金を受領する権利がある。退職金法第14条では、退職金基金に蓄積された金額を退職時に従業員に交付することによって、使用者の退職金支払義務を履行したものとするアレンジがある（The Section 14 Arrangement）。当該アレンジでは、使用者は退職時に退職金基金に蓄積された金額のみを従業員に交付すれば、蓄積された金額が従業員の法定の退職金請求権の金額に満たないとしてもその不足分について責任を負わない。

イスラエルでは、使用者が解雇に際して、従業員に上記権利などを放棄させたい場合には、当該放棄に係る書面に署名させ、いくらか任意金を支払うのが一般的である。当該権利放棄書の作成によって、確定的に従業員が有する一切の権利の行使が禁じられるわけではないが、従業員が当該任意金を受領している場合には、当該権利放棄が有効であると判断される可能性は高くなる。また、使用者は、法的権利を享受することの条件として権利放棄書への署名を求めることはできないが、任意金を受領することの条件として

権利放棄書への署名を求めることはできる。

従業員を解雇する際の手続の例

解雇が従業員の業績などに基づくものである場合、従業員に対して当該原因について事前に警告する。
使用者は、解雇の最終決定を行う前に、解雇の理由を記載した書面を従業員に送付し、従業員との間でヒアリングを行う。
使用者が従業員に対して解雇に係る従業員の権利などを放棄する旨の書面に署名してもらい、それを条件として任意金を支払う。
使用者は、従業員に対して事前解雇通知を行う。

第4 M&Aにおける従業員との労働契約の承継について

株式取得のように対象会社の資本関係にしか影響を及ぼさない場合には、日本法と同様、労働者との間の労働契約には影響を与えず、労働契約関係は存続する。

一方、イスラエルには、EU加盟国に適用される TUPE 規則のような、譲渡対象従業員の雇用契約が買収会社に自動承継されるルールは存在しないため、事業譲渡を伴う組織再編において労働契約を承継させるためには、原則として労働者の個別の同意が必要である。その方法としては、日本と同様、労働契約の使用者としての地位を承継させる方法（譲渡型）と、事業譲渡にあわせて譲渡会社との労働契約を解約し、同時に譲受会社と労働契約を結ぶ方法（再雇用型）がある。

第5 最後に

近年、イスラエルスタートアップの資金調達総額は、毎年最高額を更新しており、2019年には83億ドルに到達し、過去最高額だった2018年の64億ドルを大きく上回った。新型コロナウイルス感染症の影響で8月に延期されたが、念願の日本・イスラエル間の定期直行便の就航も決まっており、今後も益々、両国間の協業・交流が活発になっていくことが予想される。イスラエルでの投資、M&A、イスラエル企業との協業、イスラエル拠点設立、就労ビザ、その他イスラエルビジネスに関連する事項で、ご不明な点等あれば、ご遠慮なくご連絡いただきたい。

以上

弁護士
田中真人
(1984年生)

Masato Tanaka
MAIL / matanaka@tmi.gr.jp

【主な取扱分野】

起業・株式公開支援 / M&A / アライアンス / コーポレートバナンス / 一般企業法務 / 商事関連訴訟 / 消費者対応 / 労働審判・労働関係訴訟等への対応

【登録、所属】

東京弁護士会(2011) / カリフォルニア州(2020)



フランチャイズ又は代理店形式で 欧州に進出・拡大する際のEU競争 法上の留意点

—— 弁護士 田中健太郎
—— 弁護士 奥村文彦

第1 はじめに

日本国内市場の縮小に伴い、日本企業による海外での進出・販売拡大の動きがますます進んでいる。その中で、欧州マーケットへの関心も徐々に高まっているが、現地に進出する上で、マーケットごとの特性を踏まえた対応が不可欠であるため、現地のパートナーとの間でフランチャイズ又は代理店形式での契約を締結し、欧州での販路を拡大するケースも見受けられる。そのため、本稿では、欧州にフランチャイズ又は代理店形式で進出・拡大するにあたって特に重要になるEU競争法の基本的な内容及びポイントについて解説する。⁽¹⁾

第2 EU競争法 - 垂直的制限 -

1 概要

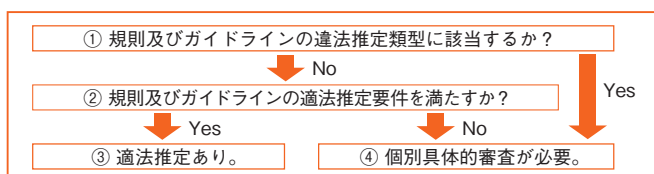
欧州連合の機能に関する条約 (Treaty on the Functioning of European Union。以下「TFEU」という。) 101 条 1 項は、以下の行為を禁止している。⁽²⁾⁽³⁾

【101条1項】

- (a) EU加盟国間の通商に影響しうる、
- (b) EU域内市場の競争を妨害、制限もしくは歪曲する目的を有し、又はこのような結果をもたらす、
- (c) 事業者間の協定、事業者団体による決定及び協調的行為

(a) は、複数の EU 加盟国にフランチャイズ又は代理店を展開する場合、及び EU 加盟国のうち 1 か国のみでフランチャイズ又は代理店を大規模に展開する場合、基本的に肯定される。⁽⁴⁾ また、(c) は、フランチャイズ契約及び代理店契約は「事業者間の協定」であるため、特に問題なく該当する。

次に、(b) は、以下のとおり、欧州委員会規則 330/2010 (Commission Regulation (EU) No 330/2010。以下「規則」という。)⁽⁵⁾ 及び垂直的制限に関するガイドライン (Guidelines on Vertical Restraints。以下「ガイドライン」という。) の判断プロセスに沿って検討する必要がある。



2 ①違法推定類型

a. 概要

規則 4 条は、以下の 4 つの違法推定類型を規定している。⁽⁶⁾

No.	類型	概要
1	再販売価格維持	【原則】違法推定。 【例外】最高価格又は推奨価格の設定にとどまる限り、違法推定されない。
2	テリトリー制 (地域制限)	【原則】違法推定。 【例外】テリトリー外の顧客に対する勧誘等を伴う販売(積極的販売)のみ禁止し、自発的に取引を希望するテリトリー外の顧客に対する販売(消極的販売)を禁止しない場合、違法推定されない。
3	顧客制限	【原則】違法推定。 【例外】以下のいずれかに該当する場合は違法推定されない。 ①卸売業者に対して、エンドユーザーへの小売りを禁止する場合、 ②選択的流通制度(選別した流通業者にのみ商品を提供する制度)を採用している場合に、当該制度によって認められていない流通業者に対する販売を禁止するとき、又は ③サプライヤーが自社製品を組み立てさせる目的で部品を供給している場合に、サプライヤーと同種の製品を製造販売する目的で当該部品を購入しようとする第三者に対する販売を禁止するとき
4	選択的流通制度採用時に他の流通業者に割り当てられたテリトリー内に所在するエンドユーザーへの販売規制	違法推定。

b. 留意点

(a) 再販売価格維持

上表の通り、最高価格又は推奨価格の設定にとどまる限り、違法推定はなされないと考えられているが、異なる価格に対するペナルティを与える場合だけでなく、当該価格を遵守するインセンティブを与えるような場合など、事実上の価格拘束になる場合には、原則通り、違法推定がなされることから契約書の作成等にあたって留意が必要である。⁽⁷⁾

(b) テリトリー制 (地域制限)

テリトリー制は原則として違法と推定されるものの、上表 2 の例外の通り、テリトリー外への積極的販売のみを禁止し、テリトリー外の顧客に対する消極的販売を禁止しない場合には、例外的に違法推定されない。そのため、契約書の作成等にあたって、テリトリー外の消極的販売も禁止しているような文言になっていないか慎重に確認する必要がある。

また、上表 2 の例外に関して、インターネット上の販売は、閲覧履歴等を利用したターゲット広告や電子メールでの勧誘等を行わない限り、消極的販売に該当するというのが欧州委員会の見解であるが、第三者のプラットフォームを通じた販売を禁止することについては許容される可能性がある。⁽⁸⁾⁽⁹⁾⁽¹⁰⁾

(c) 顧客制限

顧客制限は原則として違法と推定されるものの、上表3の通り、3つの例外が認められる。なお、上表3の③に関して、エンドユーザーや独立した修理・メンテナンス業者に対する部品の供給は禁止できない点に注意を要する。

(d) 選択的流通制度採用時に他の流通業者に割り当てられたテリトリー内に所在するエンドユーザーへの販売規制

第2類型（テリトリー制）と異なり、積極的販売のみ禁止する場合であっても違法推定を受ける点に注意を要する。

また、違法推定されるのはあくまでテリトリー外のエンドユーザーに対する販売の規制である。そのため、サプライヤーが流通業者ごとにテリトリーを設定する行為及び出店地域を制限する行為は、テリトリー外から来店又は注文したエンドユーザーに対する販売自体を規制しない限り、違法推定を受けない点にも留意する必要がある⁽¹¹⁾。

③ ②適法推定要件

上記違法推定類型のいずれにも該当しない垂直的制限は、以下の3要件のうちいずれか1つを満たせば、適法と推定される。

- (ア) 垂直的制限の当事者双方とも、グループベースで、関連市場におけるシェアが15%以下である場合⁽¹²⁾
- (イ) 垂直的制限の当事者双方とも、グループベースで、(a)従業員数250人未満、かつ(b)年間売上5,000万ユーロ以下又は総資産額4,300万ユーロ以下である場合⁽¹³⁾
- (ウ) 垂直的制限の当事者双方とも、グループベースで、関連市場におけるシェアが30%以下であり、かつ⁽¹⁴⁾
- (a) 競争禁止義務(専属店契約を含む。)を課す場合、当該義務の存続期間が5年以下であるとき
- (b) 契約終了後における商品又はサービスの製造又は販売を禁止する場合、移転したノウハウを保護するために必要不可欠であり、契約に係る商品又はサービスと競合する商品又はサービスに関するものであり、契約期間中に使用していた店舗におけるのみが対象であり、かつ当該禁止期間が契約終了後1年以内であるとき、又は
- (c) 選択的流通制度を採用している場合、流通業者に対して、サプライヤーの競合他社ブランドの販売を禁止する直接的又は間接的な義務を課すものではないとき⁽¹⁵⁾

上記(イ)を満たす場合は、たとえ上記違法推定類型のいずれかに該当するときであっても、違反調査手続を開始しないというのが欧州委員会の基本方針である⁽¹⁶⁾。

また、上記(ウ)(a)については、契約書に自動更新規定が記載されている場合には、その内容によっては義務の存続期間が5年以上と評価される可能性もあるため、契約書を作成するにあたって留意が必要である。なお、上記(ウ)(b)は、移転したノウハウに関して無期限の使用禁止義務又は守秘義務を課すことを妨げるものではない。

④ ③個別具体的審査

違法推定類型に該当する場合又は適法推定要件を満たさ

ない場合は、個別具体的な審査が必要となる。具体的には、TFEU101条3項は、以下のすべてが認められれば、欧州委員会がTFEU101条1項の不適用を宣言することができる⁽¹⁷⁾と規定している。

- ・商品の生産・流通の改善又は技術的・経済的進歩の促進に貢献すること
- ・共同行為の結果として生じる便益を消費者に対して公正に分け与えるものであること
- ・共同行為の目的を達するうえで必要不可欠ではない制限を課すものではないこと
- ・共同行為の当事者に対し、当該商品の実質的部分に関する競争を排除する余地を与えないこと

しかしながら、かかる審査は反競争的効果及び競争促進的効果の分析等に困難を伴う傾向にあり、時間とコストを要するうえ、適法性の見通しも明確性を欠くことから、フランチャイズ契約及び代理店契約を締結する際には、極力第2段階の適法推定を受けられる内容にすることが望ましい。

第3 小括

規制行為類型ごとの概要は下表のとおりである。

類型	制限の内容	適法推定の余地	審査プロセス
再販売価格維持	最低価格	なし	個別具体的審査
	最高価格又は推奨価格	あり	(1)適法推定の該当性 (2)個別具体的審査
地域制限	消極的販売の制限	なし	個別具体的審査
	テリトリー外への積極的販売の制限	あり	(1)適法推定の該当性 (2)個別具体的審査
顧客制限	—	あり	(1)適法推定の該当性 (2)個別具体的審査
選択的流通制度	他の流通業者に割り当てられたテリトリー内に所在するエンドユーザーへの販売規制	なし	個別具体的審査
	その他	あり	(1)適法推定の該当性 (2)個別具体的審査

以上の通り、本稿では、フランチャイズ又は代理店形式で欧州に進出・拡大する際に重要となるEU競争法上の垂直的制限の基本的な内容及びポイントを簡単に紹介したが、日本企業の一助になれば幸いある。

以上

(1) なお、ドイツやオランダのように国内の競争法がEU競争法の内容に準拠している国が多いが、国によってはEU競争法とは異なる内容の基準を設けている場合も考えられるため、各国の競争法の内容にも留意が必要である。

(2) なお、TFEU102条は優越的地位の濫用について定めており、不公正な価格又は取引条件、需要者の利益に反する生産、販売又は技術開発の制限、差別的取扱い及び拘き合わせが優越的地位の濫用の具体例として挙げられている。紙面の関係上詳細は割愛するが、濫用の該当性についても数値など明確な基準はなく、取引条件の経済合理性等を総合考慮する必要がある。

(3) なお、TFEU101条1項に違反する協定等であっても、当該協定等が、(a)商品の生産もしくは販売の改善又は技術的もしくは経済的進歩に寄与し、(b)その結果として生ずる利益を消費者に公平に分配するものであって、(c)上記(a)を達成するために必要不可欠な制限を課すにとどまり、(e)当該協定等の当事者に対して、上記(a)の商品の大部分に関する競争を排除する余地を与えない場合は、TFEU101条1項の適用を免れる(同条3項)。

- (4) 例えば、競合他社との取引を禁止する専属店契約(Single Branding Agreement)によって他のEU加盟国の事業者が参入を妨げられる可能性がある場合、再販売価格維持(Resale Price Maintenance)によって他のEU加盟国との間における輸出入量が影響を受ける可能性がある場合等は、上記(a)を満たすと考えられている(欧州委員会「Guidelines on the effect on trade concept contained in Articles 81 and 82 of the Treaty」87-90段落)。
- (5) 現在の規則の有効期限は2022年5月31日までであるが、①MFN(価格パリティ条項)、オンライン・プラットフォーム、価格比較プラットフォームについての修正が加えられた上で、改定される予定である。なお、改定のためのプロセスは2020年の第2四半期に終了する予定である。
- (6) 規則4条は5つの違法推定類型を規定しているが、第2類型は地域制限と顧客制限の2つに分けることができ、さらに第4及び第5類型は他類型の裏返しであり、実質4類型といえる。
- (7) 他の制限にも妥当するが、契約書上これらの仕組みが規定されていなかったとしても、例えば、価格を守らないディストリビューターへの供給制限、契約終了の圧力等を加えた場合も“ペナルティ”を与えたと評価される可能性があるため留意が必要である。特に、推奨価格以上の価格で販売している代理店からの要請を受けて推奨価格以下の価格で販売している代理店との契約を終了した場合には、カルテルとの指摘を受ける可能性があるため、特に留意が必要である。
- (8) 第三者のウェブサイト上にテリトリーを特定して掲載するバナー広告は、当該バナー広告が表示されるテリトリーに対する能動的販売の一形態である。また、特定のテリトリーのユーザーのみに対して表示される広告を出すためにサーチエンジン又はオンライン広告のプロバイダーに支払いをすることは、当該テリトリーに対する能動的販売である。
- (9) 欧州委員会「Guidelines on Vertical Restraints」51段落。
- (10) Coty事件(Coty Germany GmbH v Parfümerie Akzente GmbH。欧州司法裁判所2017年12月7日、事件番号C-230/16。)等を参照。
- (11) 例えば、株式会社サンリオが620万ユーロの制裁金を課された事件(Case AT. 40432 – Character merchandise)において、サンリオは、同社からハローキティ等のキャラクター商品の販売ライセンスを受けた販売業者に対して、欧州経済領域(EEA)内の他国における販売を制限した。そのため、欧州委員会は、単なるテリトリーの設定にとどまらず、テリトリー外のエンドユーザーに対する販売制限に該当するものであり、TFEU101条1項に違反すると判断した。
- (12) 欧州委員会「Commission Notice on agreements of minor importance which do not appreciably restrict competition under Article 81(1) of the Treaty establishing the European Community (de minimis)」7段落。ここにいう「グループ」には、垂直的制限の当事者である会社との間で、直接的か間接的かを問わず、(1)一方が他方の株主総会又は社員総会議決権の過半数を有する関係、(2)一方が他方の経営陣の過半数の選任権を有する関係、及び(3)一方が他方の事業上の決定権を有する関係にある会社等が含まれる(同12段落)。
- (13) ガイドライン11段落並びに欧州委員会「Commission Recommendation concerning the definition of micro, small and medium-sized enterprises」別紙2条1項及び6条。ここに

いう「グループ」には、垂直的制限の当事者である会社との間で、直接的か間接的かを問わず、(1)一方が他方の株主総会又は社員総会議決権の過半数を有する関係、(2)一方が他方の経営陣の過半数の選任権を有する関係、及び(3)契約等に基づき一方が他方に対して支配的影響力を行使できる関係にある会社等が含まれる。支配的影響力の有無は、経営上の意思決定に対する関与の程度等から実質的に判断される(同別紙3条)。

(14) 規則1条2項及び3条1項。ここにいう「グループ」の意義は、(ア)における意義と同様である(同2条)。

(15) 規則5条。

(16) ガイドライン11段落。

弁護士

田中健太郎

Kentaro Tanaka
MAIL / ketanaka@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】

一般企業法務 / M&A / アライアンス / コーポレートガバナンス / 起業・株式公開支援 / 商事関連訴訟 / 税務争訟 / タックス・プランニング / フランチャイズ / 事業承継

【登録、所属】

第二東京弁護士会(2010) / American Bar Association(2016) / International Franchise Association(2017) / International Bar Association(2018) / イリノイ州(2018) / 第二東京弁護士会会社法研究会

弁護士

奥村文彦

Fumihiko Okumura
MAIL / fokumura@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】

一般企業法務 / コーポレート・ファイナンス / ストラクチャード・ファイナンス / プロジェクト・ファイナンス / 証券化・流動化・REIT / 太陽光発電・その他自然エネルギー / 銀行・証券・保険・信託

【登録、所属】

第一東京弁護士会(2013)

ミャンマー商標法の概要及びその施行に備えた準備と対策

—— 弁理士 佐藤俊司

—— 弁護士 甲斐史朗

—— ミャンマー弁護士 Aung Htin Kyaw

—— 弁理士 小林奈央

第1 はじめに

2019年1月30日に、ミャンマー商標法(以下、「新商標法」という。)が成立した。これまで、ミャンマーでは商標法が存在しない状態であったが、このたび成立した新商標法に基づき、商標の登録が開始される予定である。

現状では、新商標法は未だ施行されておらず、本稿執筆時点において、施行日は明らかになっていない。新商標法のもとで商標を登録しない場合、これを無断で使用した者に対し、差止請求等ができず、また、無断使用者に先に登

録されてしまった場合、本来の所有者による商標の使用が妨げられるという事態が生じる。そのため、ミャンマーでの商標の保護を希望する日系企業は、新商標法のもとで確実に商標登録を行う必要がある。

本稿では、2018年2月16日発行のTMI Associates Newsletter Vol.34「ミャンマーによる商標保護の現状と新商標法について」⁽¹⁾以降の動きを中心に説明する。

第2 ミャンマーにおける商標保護の現状

ミャンマーではこれまで、商標法に基づく商標登録に代えて、主として以下の方法で商標の保護が行われてきた。

1 登録法(Registration Act)に基づく証書登記局での所有権宣言書の登録

登録法18条に基づき、農業灌漑省管轄の証書登記局で、商標の「登録」を行う方法であり、具体的には、登録の対象となる商標や使用する商品・サービスの分類等を記載し

た所有宣言書 (Declaration of Ownership) を他の書類とともに提出し、登録官の認証を受けるというものである。この方法は、「登録」という名前はついているが、日本や他の国にみられるような商標登録制度とは異なる。すなわち、この方法は、商標を使用する客観的意思を示す書類を登録官が認証するものであって、誰が、どのような商標を登録しているかの情報は一元的に管理されておらず、これを登録情報から知ることができない。従って、現状行われている登録法に基づく「登録」は、日本の公証役場での文書の公証に類似するものといえる。

② 現地新聞への警告的広告の掲載 (Cautionary Notice)

上記の登録法に基づいて登録した商標を、登録者の名称や使用する商品・サービス等とともに、現地の英字新聞紙に掲載する。これは、ミャンマーにおける商標保護の実務において長年行われているものであり、英国法系のコモローで採用されている商標権の使用主義 (商標が保護される根拠をその使用事実に求める) を前提に、全国紙に広告を掲載することにより、商標使用の意思を客観的に明らかにするものと説明される。



第3 新商標法に基づく出願の概要

① 新商標法下での登録の必要性

新商標法 93 条 (a) は、「本法の発効前に有効であった登録法に従って証書記録所において登録された標章の権利者、又は連邦の市場において実際に使用されている未登録標章の権利者は、標章登録の権利を保全したい場合、本法に従って登録申請を行うものとする。」と規定している。すなわち、前述の登録法に基づく登録及び現地新聞への警告的広告の掲載を行っている場合でも、新商標法に基づく登録を改めて行わなければ、商標権を主張できなくなるので注意が必要である。

② 新商標法に基づく出願 (通常の出願と優先登録の出願)

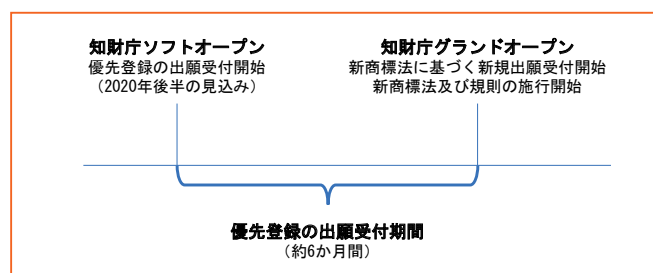
新商標法は先願主義を採用しており、新商標法に基づく商標登録は、原則として、新商標法の施行後に、先に出願したものが優先する。しかしながら、既にミャンマーで使用されている商標を保護すべく、優先登録期間が設けられる

予定である。優先登録が認められた出願は、新商標法の施行日以後に出願手数料を納付することにより、その納付日が出願日として認定される予定である。

新商標法の施行に伴い、新たに設置される予定のミャンマー知的財産庁 (以下、「知財庁」という。) は、首都ネピドーに本局が、ヤンゴンに receiving office が配置される予定である。知財庁では、絶対的拒絶理由のみが審査され、相対的拒絶理由 (先行商標との類否判断等) は、異議申立てがあった場合にのみ審査される。優先登録の出願は、異議申立てにおいて、実際の出願日ではなく、優先日 (ミャンマーにおける商標の使用開始日又は登録法に基づく登録の日) に基づいて出願の先後が判断される。そのため、既にミャンマーで商標を使用している場合は、第三者から異議申立てがされた場合に備えて、優先登録の出願を行うことが望ましい。

③ 優先登録の出願受付期間

優先登録の出願受付期間は、知財庁のソフトオープンの日から新商標法の施行日までの約 6 か月間となる見込みである。優先登録の出願を行う場合は、この期間内に必要書類を知財庁に提出する必要がある。なお、本稿執筆時点において、知財庁のソフトオープンの時期は未だ発表されておらず、2020 年後半になるとみられている。



④ 優先登録の出願の要件

優先登録の出願を行うためには、優先登録の開始時 (知財庁のソフトオープン時) より前に、ミャンマーで商標を使用していた証拠を添付する必要がある。すなわち、優先登録の要件として、ミャンマーにおける商標の「実際の使用」 (actual use) が必要となる (新商標法 93 条 (b))。かかる「実際の使用」の証拠としては、日付のわかる書面が必要であり、例えば、客観的に日付のわかる新聞広告の写しなどが挙げられる。また、前述した登録法に基づく登録及び現地新聞への警告的広告の掲載も、「実際の使用」を示す証拠として証拠力が高いと考えられている。従って、過去にこれらを行っている場合は、各書類の写しを添付して優先登録の出願を行うことが可能である。提出された証拠が「実際の使用」を示すものとして認められるか否かは、提出されたすべての証拠の総合評価によって決まるため、これらの書類の他にも、例えば消費者への広告宣伝を目的とした媒体広告の写しや、

商標が記載された請求書・レシート・カタログその他広告物の写しなど、なるべく多くの使用証拠を集めて提出することが望ましい。

⑤ 優先登録の出願に向けた準備

他方、ミャンマーでこれまで登録法に基づく登録及び新聞広告の掲載による商標警告を行っていない場合で、優先登録の出願を希望するときは、優先登録の出願の受付が開始される前に、これらを行っておく必要がある。なぜなら、優先登録の出願受付が開始された後の日付の証拠は、優先登録における「実際の使用」の証拠として認められないからである。加えて、優先登録の出願受付開始までに、なるべく多くの「実際の使用」の証拠を集めておくことが望ましいのは、上に述べたとおりである。



第4 おわりに

知財庁のソフトオープン時期は、当初、2019年12月ないし2020年1月といわれていた。しかしながら、前述のとおり、本稿執筆時点において未だソフトオープンの日程は公表されておらず、出願・登録にかかる官庁手数料の額も不明である。他方、首都ネピドーでは、現地代理人を対象とした商標の電子出願システムのトレーニングセッションがこれまでに複数回開催されるなど、ソフトオープンに向けて着々と準備が進んでいる様子がみられる。

ミャンマー当局によれば、過去に登録法に基づいて登録された商標は約20万件と推計され、新商標法に基づく出願件数は約10万件にのぼるとみられている。世界中から出願が殺到する事態も予想されるため、ミャンマー当局では、ITシステムや知財庁の組織・人員体制の整備等の準備を念入りに行っているものとみられる。

ソフトオープンの日程が発表されないまま2020年を迎え、その時期が当初の予想よりも後ろ倒しとなっていることから、今後ミャンマーのビジネスにおいて商標を使用する予定のある日系企業が、優先登録の出願を行うための「切符」を手にするべく、登録法に基づく登録及び現地新聞への警告的広告の掲載を、ソフトオープン前に駆け込み的に行うケースが増えている。今後も新商標法の施行に向けたミヤ

マーの動向に注目し、現地代理人と連携して適切なタイミングで対応を図る必要がある。

以上

(1) http://www.tmi.gr.jp/newsletter/tmi_newsletter_vol_34-pdf

弁理士
佐藤 俊司
(1974年生)

Shunji Sato
直通 / 03-6438-5579
MAIL / ssato@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】

商標 / 意匠 / 不正競争 / 知財訴訟・審判 / ブランド

【登録、所属】

日本弁理士会(JPAA)(2002) / 特定侵害訴訟代理業務付登録(2005) / 日本弁理士会 商標委員会委員長(2013)、同副委員長(2010~2012)、同委員(2009~2014)、国際活動センター(2015~現在) / 日本商標協会(JTA)常務理事(2012~現在)、国際活動委員会委員長(2012~現在)、同副委員長(2010~2011)、委員(2009~現在) / 国際商標協会(INTA)Board of Directors(2016~2018) / Asia-Pacific Global Advisory Council(2016~現在) / 周知・著名商標委員会東アジア・パシフィック地域担当委員会委員長(2018~2019)、委員(2016~2017) / INTA's Regional Conference in Tokyo ("Trademarks in Japan") 共同議長(2015) / ラウンドテーブル委員会委員(2013~2015) / 非伝統的商標委員会東アジア・パシフィック地域担当委員会委員(2012~2015) / 日本知的財産仲裁センター(JIPAC)JPDメイン紛争処理パネリスト候補者(2015~現在) / 中央知的財産研究所「周知・著名商標の保護」研究部会研究員(2017~現在)

弁理士
甲斐 史朗
(1976年生)

Fumiaki Kai
直通 / +95-1-255-047
MAIL / fkai@tmi.gr.jp



2015年1月よりヤンゴンに駐在し、5年超にわたり数多くの日本企業のミャンマービジネスを支援した経験を有する。会社設立、投資認可申請、M&A、ファイナンス、知財、労務、不動産開発案件等、日本企業のあらゆるミャンマーにおける法務ニーズに対応している。

【登録、所属】

第一東京弁理士会(2005, 2012)

ミャンマー弁理士
Aung Htin Kyaw
(1969年生)

直通 / +95-1-255-047
MAIL / aunghtinkyaw@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】

商標 / 労務 / コーポレート / 一般企業法務 / 訴訟

【登録、所属】

ミャンマー(2017)

弁理士
小林 奈央
(1979年生)

Nao Kobayashi
直通 / 03-6438-4579
MAIL / nkobayashi@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】

商標 / 意匠 / 不正競争 / 知財訴訟・審判 / ブランド

【登録、所属】

日本弁理士会(JPAA)(2016)

Updates on Trademark Registration in Myanmar

— **Shunji Sato, Trademark Attorney**

— **Fumiaki Kai, Attorney-at-Law**

— **Aung Htin Kyaw, Myanmar Attorney-at-Law**

— **Nao Kobayashi, Trademark Attorney**

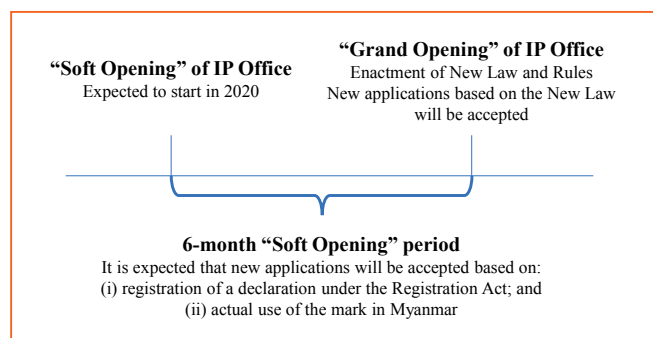
The new Myanmar Trademark Law (the “New Law”) was signed into law on January 30, 2019 and is expected to come into force in 2020 or later. With the absence of a trademark law in Myanmar, trademark owners have until now filed an application to record a Declaration of Trademark Ownership with the Office for Registration of Deeds under the Registration Act and published a Cautionary Notice thereafter. It should be noted that the New Law does not set forth any procedure for automatic re-registration of trademarks which have been registered under the Registration Act. Further, the New Law adopts a “first-to-file” approach instead of the former “first-to-use” approach. Therefore, it is imperative that trademark owners who wish to maintain their trademark protection in Myanmar file a new application during the “Soft Opening” period, which is expected to start in 2020 and to last for six (6) months from its introduction, based on the registration of a declaration under the Registration Act.



Section 93 of the New Law states that (a) an owner of a mark registered at the Office for Registration of Deeds under the Registration Act, or an owner of a mark which is not registered but is actually used in Myanmar, must file an application under the New Law in order to enjoy the rights relating to the subject mark; and further states that (b) a trademark that has not been registered at the Office for Registration of Deeds but has been put to actual use in Myanmar shall enjoy the right of priority use within the prescribed period in respect of the goods and/or services for which the mark has been used.

During the “Soft Opening” period, the Myanmar Trademark Office will only accept applications for: (i) trademarks which have been registered under the Registration Act; and (ii)

trademarks that have not been registered under the Registration Act but have been used in Myanmar for the designated goods/services. Such registration under the Registration Act or actual use of the mark in Myanmar should have been made before the “Soft Opening” launch date.



The Myanmar authorities are still currently deciding on important issues such as the official fee rates, the required documents for a new application, and the timeline for the “Soft Opening” and the subsequent “Grand Opening.” It is therefore advisable for trademark owners to assess their trademark portfolio in Myanmar and immediately file a trademark registration under the Registration Act and publish a Cautionary Notice, which will still remain open and available until further official announcement from the authorities. Once the “Soft Opening” period begins, an application under the New Law will only be available for a mark which has already been registered under the Registration Act or has been put to actual use in Myanmar before the opening of the “Soft Opening” period, and owners of trademarks without such registration or actual use will only be able to file their applications once the “Grand Opening” period commences, which follows the six (6) months of the “Soft Opening” period.

World Trademark Review has released the 2020 edition of WTR 1000 and has ranked TMI Associates, the first Japanese law firm that has opened an office in Myanmar, as the top firm for intellectual property in Myanmar. This is the first edition that WTR 1000 included rankings for practices in Myanmar. To learn more, please visit the WTR 1000 website: <https://www.worldtrademarkreview.com/directories/wtr1000/rankings/myanmar>

TMI Associates Yangon Office
#105, Prime Hill Business Square, No. 60, Shwe Dagon Pagoda Road, Dagon Township Yangon, Myanmar
Telephone +95(0)1-8255-047 / +95(0)1-8381-101
E-Mail yangon@tmi.gr.jp
<http://www.tmi.gr.jp/english/global/office/myanmar/>

Peter v. NantKwest事件米国連邦最高裁判決 —“All the Expenses”に弁護士費用は含まれないとした事例—

—— 弁理士 太田雅苗子

第1 はじめに

The U.S. Supreme Court (以下、「米国最高裁判所」という。)は、2019年12月11日に Peter v. NantKwest 事件 (No. 18-801, 589 US_ (2019)) において、特許庁審判部 (以下、「PTAB」という。) による拒絶審決に対する出願人による連邦地裁への不服申立について規定する The Patent Act (以下、「米国特許法」)⁽¹⁾ 145 条における「すべての手続費用」には、特許庁の負担した弁護士費用は含まれず、米国特許庁 (以下、「PTO」という。) は、同条に基づき出願人から弁護士費用を回収することはできないとの判断を示した。本稿では、同判決を紹介、解説する。

第2 背景

1 PTAB の拒絶審決に対する不服申立方法

米国特許法上、PTAB による拒絶審決を不服とする特許出願人には、同法 141 条に基づき連邦巡回区控訴裁判所 (以下、「CAFC」という。) に直接上訴する方法と、同法 145 条に基づき特許庁長官を被告として連邦地裁に民事訴訟を提起する方法の2つの不服申立手段が認められている。

CAFC への直接上訴は、行政機関 (PTO) の決定に対する司法による見直しであり、CAFC はあくまでも PTAB の行った事実認定に基づいてその判断に誤りがないかの見直しを行うため、事件を最初から見直し (de novo review) することは認められず、また、出願人は、新たな証拠を提出することもできない。一方、連邦地裁への民事訴訟提起の場合には、新たな証拠を提出することもでき、争いのある事実について新証拠が提出された場合には、連邦地裁は初めから認定 (de novo finding) をしなければならないとされている。⁽³⁾ したがって、後者の場合は、CAFC への直接上訴の場合に比べて、PTAB の審決に対しより広範にチャレンジすることができる。

なお、米国特許法 145 条には、同条に基づき不服申立を行う場合、「全ての手続費用は出願人が支払う」旨規定されており、⁽⁴⁾ 本件では当該規定の解釈が争われた。

2 訴訟費用の負担に関するアメリカンルール

米国の民事訴訟では、勝敗にかかわらず、弁護士費用は

各自が負担することが原則とされており、この原則は、「アメリカンルール」と称されている。⁽⁵⁾ これは、訴訟はその性質上不確定なものであり、訴訟提起や敗訴という事実だけで不利な取扱いを受けるべきではなく、また、経済的に苦しい者が訴訟を提起することを不当に阻止されるべきではない、という考えに基づく⁽⁶⁾とされている。⁽⁷⁾ 但し、契約又は制定法に別段の定めがある場合には、例外的に弁護士費用の負担を訴訟の何れか一方の当事者に転換し、費用の回収を求めることができる。

第3 事件の概要

2001 年に出願されたがん治療法についての特許出願が、PTO により自明性を理由に拒絶され、PTAB も PTO の判断を支持する審決を下した。これを不服とした NantKwest が、⁽⁸⁾ 米国特許法 145 条に基づき特許庁長官を被告として連邦地裁に提訴したところ、連邦地裁及び CAFC は、何れも PTO の判断を支持した。⁽⁹⁾ その後、PTO は、同条に基づき、出願人に対し、特許庁の弁護士費用を含む「手続費用」の償還を求める申立を行った。⁽¹⁰⁾

しかし、連邦地裁は、「アメリカンルール」の適用を理由に PTO の申立を認めなかったため、PTO が CAFC に控訴したところ、CAFC パネルは、⁽¹¹⁾ 多数決により連邦地裁の判断を破棄した。その後、CAFC は、自発的に本件控訴を全判事で審理する (en banc) ことを決定し、再審理の結果、米国特許法 145 条の「全ての費用」の文言だけでは、弁護士費用の負担の転換を意図する議会の具体的で明確な指示があるとはいえず、また、転換を認める議会の意図が法律中の他の部分で示されていることもないとしてパネル判決を破棄した。⁽¹²⁾ この CAFC の判断に対して PTO が上告したのが本件である。

第4 米国最高裁判所の判断

1 結論

PTO は米国特許法 145 条に基づいて法律家職員の賃金を回収することはできないとして、CAFC の判決を支持した。⁽¹³⁾

2 理由

弁護士費用の負担については、アメリカンルールの適用が原則であり、例外的に費用負担の転換が認められるためには、議会がアメリカンルールを覆す意図を十分に具体的且つ明確に制定法中に示していなければならないところ、米国最高裁判所は、以下の3つの観点の何れから、米国特許法 145 条からかかる意図を把握することはできないと

した。

(1) 米国特許法 145 条の文言

米国特許法 145 条の規定には、「費用」に弁護士費用を含むといえるほどに、「アメリカンルールからの逸脱を認めるために必要な明確性」がない。「費用」の語の定義は、辞書の記載によれば、弁護士費用をも含み得る広いものではあるが、単に法が弁護士費用を「費用」から除外しなかったというだけでは、議会が具体的且つ明確に費用負担の転換を認めたとはいえない。また、「全ての手続費用」の語は、法律用語辞典によれば、ラテン語の「訴訟の費用」と類するが、この語は訴訟において通常回収が認められている費用群を言うとしてされており、伝統的に弁護士費用は含まない。⁽¹⁵⁾これらの定義に照らせば、法律制定時に 145 条の「費用」の語に弁護士費用を含むとは通常理解されていなかったことがわかる。

(2) 法令における「費用」の語の使用例

訴訟費用負担の転換についての規定を有する多くの法律では、「費用」と「弁護士費用」の語が並列して使用されており、このことは、議会が両語を区別していることを示している。一部の法律には、「費用」の一部として「弁護士費用」に言及するものもあるが、これは、そのように明示した場合には「費用」に「弁護士費用」が含まれ得ることを示しているに過ぎない。⁽¹⁶⁾

(3) 特許法の歴史

歴史上、PTO 及びその前身が訴訟の相手方から回収した金銭で人件費を賄っていた記録はなく、本件に至るまで、PTO が米国特許法 145 条に基づいて出願人に弁護士費用の支払いを求めたこともない。また、後年、議会は、米国特許法において「弁護士費用」について定める際には「弁護士費用」と明確に規定しているから、議会が同様に明確な意図を米国特許法 145 条で示していない以上、裁判所はモンローの基本的原則に矛盾する法解釈は行わない。⁽¹⁷⁾

本件前審の CAFC の判断とは法解釈が分かれ、いわゆるサーキッドスプリットの状態となっていた。⁽²⁰⁾

本件において、PTO は、アメリカンルールそのものについては争わなかったものの、米国特許法 145 条にはアメリカンルールは適用されないと主張した。すなわち、PTO は、アメリカンルールの例外が認められるのは、殆どの場合、制定法が「勝訴者」側に費用の回収を認めている場合であり、勝敗に関係なく全ての費用の負担を一方当事者（出願人）に求めている同条にはアメリカンルールの適用はなく、文言どおり出願人が全ての費用を負担するべきであると主張した。しかしながら、米国最高裁判所は、アメリカンルールの適用場面にそのような制限はなく、勝訴者側に費用の回収を認めている規定か否かにかかわらず、全ての制定法に適用されることが先例によって裏付けられているとして PTO の主張を退けた。⁽²¹⁾

本件で、米国最高裁判所は、上述した複数の観点からアメリカンルールの適用可否及び範囲を慎重に分析した結果、特許庁の弁護士費用は「全ての手続費用」には含まれないと全会一致で判断し、巡回区間で生じていた判断の不一致を解決した。本判決により、出願人が連邦地裁に民事訴訟を提起して PTAB の拒絶審決を争う場合でも、出願人が特許庁の弁護士費用を負担する必要はないことが確認された。特許の分野では、拒絶審決に対する不服申立手段として連邦地裁への提訴が選ばれることは少なく、また、上述のとおり、本件以前に特許法 145 条に基づき PTO が弁護士費用の回収を求めた事例もないため、本判決が今後の米国での特許出願戦略に与える影響はさほどないと思われる。一方、商標の分野では、PTO は、実際に連邦商標法 21 条に基づいて出願人に対し弁護士費用の回収を求めており、従来の商標法の解釈の変更となるため、その影響は大きいと思われる。本判決により、PTO が出願人に対し弁護士費用の支払いを求めるためには、法改正が必要であることが明らかとなったことから、今後 PTO が議会に法改正を求めていくか、その動向が注目される。

以上

第5 解説

知的財産に関する訴訟費用の負担については、米国特許法 145 条に相当する the Lanham Act（連邦商標法）21 条の解釈が争われた事件において、2015 年に第 4 巡回区控訴裁判所が、「全ての手続費用」には PTO の弁護士費用が含まれると判断していた。したがって、米国特許法 145 条の「全ての手続費用」に弁護士費用は含まれないとした⁽¹⁹⁾

(1) 35 U.S.C.A. § 145

(2) 35 U.S.C.A. § 141

(3) *Kappos v. Hyatt*, 566 U.S. 431, 435 (2012)

(4) "All the expenses of the proceedings shall be paid by the applicant."

(5) Rule 54(d)(1) of Federal Rules of Civil Procedure

(6) 訴訟費用の敗訴者負担を原則とする「イングリッシュルール」との対比による。

(7) *Fleishmann Distilling Corp. v. Maier Brewing Co.*, 386 U.S. 714 (1967)

(8) 出願当初の出願人は Dr. Hans Klingemann であったが、その後出願が NantKwest に譲渡された。

(9) *NantKwest, Inc. v. Lee*, 686 F. App'x 864, 865 (Fed. Cir. 2017)

(10) 特許庁の請求総額は \$111,696.39 であり、そのうち \$78,592.50 が弁護士費用だった。

(11) 3 人の判事による合議体

- (12) *NantKwest, Inc. v. Matal*, 869F.2d 1327 (Fed. Cir. 2017)
 (13) "salaries of its legal personnel"
 (14) "*expensæ litis*"
 (15) Black's Law Dictionary; Bouvier's Law Dictionary
 (16) 例えば28 U.S.C. §361 "reasonable expenses, including attorneys' fee"
 (17) 35 U.S.C. §285(特許法285条)"The court in exceptional cases may award reasonable attorney fees to the prevailing party"
 (18) 15 U.S.C. §1071(b)(3)
 (19) *Shammas v. Focarino*, 784 F.3d 219 (4th Cir. 2015)
 (20) 同一の法律問題について、複数の巡回区控訴裁判所が異なる法解釈を行い、控訴審レベルで判断の不一致が生じている状態。
 (21) *Sebelius v. Cloer*, 569 U.S. 369, 130 (2013)

弁理士
太田雅苗子

Kanako Ohta
MAIL / kohta@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】

商標 / 知財訴訟・審判 / 意匠 / 不正競争 / ブランド

【登録、所属】

日本弁理士会(JPAA)(2005) / 日本弁理士会 産業競争力推進委員会(2006) / 日本弁理士会 商標委員会(2007, 2009~2010) / 特定侵害訴訟代理業務付記登録(2008)

USPTO v. Booking.com事件 —「普通名称」からなる「ドメイン ネーム」は商標登録できるか?—

—— 弁理士 栗下清治

第1 はじめに

2019年11月、The U.S. Supreme Court（以下、「米国最高裁判所」という。）は、*USPTO v. Booking.com* 事件の上訴を受理したと発表した。

この事件では、普通名称「Booking」と「.com」の組み合わせからなるドメインネーム「Booking.com」の商標登録の可否が争われている。本件についての最高裁判所の判断は、今後の米国の商標実務にも大きな影響を与える可能性があるため、その動向が注目されている。

本稿では、この事件の背景と下級審での判断について紹介する。

第2 背景

1 商標の識別力について

商標の識別力は、自己の商品・サービスを他人の商品・サービスから識別する機能であり、商標が有する本質的な機能のひとつである。

Abercrombie & Fitch Co. v. Hunting World, Inc. 事件⁽¹⁾によると、商標は、識別力の強弱に応じて、5つのカテゴリーに分類される。識別力の弱いものから順に、(i) 普通名称 (generic term)、(ii) 記述的商標 (descriptive mark)、(iii) 暗示的商標 (suggestive mark)、(iv) 任意的商標 (arbitrary mark)、(v) 造語商標 (fanciful mark) である。

2 識別力と商標登録の可能性について

商標が登録されるためには、識別力を有している必要がある。識別力による5つのカテゴリーのうち、暗示的商標、任意的商標、造語商標は、本来的に識別力を有しているため、商標登録が可能である。

記述的商標は、本来的には識別力を有していない。しかしながら、長年の使用により事後的に識別力が獲得される場合があり、その場合には、商標登録が可能となる。

普通名称は、その性質上、識別力がなく、常に商標登録が拒絶される。

	普通名称	記述的 商標	暗示的 商標	任意的 商標	造語 商標
説明	商品等の一般名称	商品等の特性を直接説明する語	商品等の特性を暗示する語	商品等と関係のない既存の語	意味のない語
商標例 (商品)	Watch (時計)	Cold (アイスクリーム)	Airbus (航空機)	Apple (コンピュータ)	Xerox (コピー機)
識別力	識別力なし	識別力なし、ただし、使用による識別力獲得の可能性あり	識別力あり	識別力あり	識別力あり
登録性	登録不可	使用による識別力を獲得すれば、登録可	登録可	登録可	登録可

3 ドメインネームの商標登録について

USPTO（以下、「米国特許商標庁」という。）の商標審査基準(TMEP)では、ドメインネームであっても、識別力を有し、商標として機能する場合は、商標登録が可能とされている。他方で、ドメインネームの構成要素のうち、トップレベルドメイン（「.com」、「.org」、「.edu」等）自体は、一般的に、識別力を有しないとされている。

したがって、原則として、ある構成要素にトップレベルドメインを付加するだけでは、ドメインネーム全体の登録可能性(識別力)に影響を与えることはないとされている。ただし、

特別な状況においては、トップレベルドメインを付加することが、ドメインネーム全体の登録可能性（識別力）に影響を与える場合があることも否定はされていない。登録可能性（識別力）は、需要者が商標（ドメインネーム）全体から受ける印象によって、評価されるべきであると規定されている⁽²⁾。

これまでも、複数のドメインネームの商標登録が争われているが、普通名称（generic term）と「.com」の組み合わせからなるドメインネームの多くは、識別力を有さないとして、商標登録が拒絶されている。

商標	結論	理由
Lawyers.com	登録不可	普通名称である ⁽³⁾
Hotels.com	登録不可	普通名称である ⁽⁴⁾
Mattress.com	登録不可	普通名称である ⁽⁵⁾

第3 本件について

■ 事案の概要

本件では、Booking.com 社がホテルの予約サービス等に使用する以下の4つの商標（以下、まとめて「本件商標」という。）の商標登録の可否が争われている。

出願人	Booking.com B.V.
シリアル番号	79114998
商標	
指定役務	39類(省略) 43類Making hotel reservations for others; holiday accommodation reservation services and resort reservation services, namely, providing hotel room reservation services and resort hotel reservation services and providing online hotel and resort hotel room reservation services; providing information about hotels, holiday accommodations and resorts accommodations, whether or not based on the valuation of customers; providing information, advice and consultancy relating making hotel reservations and temporary accommodation reservations; providing online information, advice and consultancy relating making hotel reservations and temporary accommodation reservations.

出願人	Booking.com B.V.
シリアル番号	79122365
商標	
指定役務	43類Hotel reservation services for others; holiday accommodation reservation services and resort reservation services, namely, providing hotel room reservation services and resort hotel reservation services and providing online hotel and resort hotel room reservation services; providing information about hotels, hotel accommodations and resorts accommodations, whether or not based on the valuation of customers; information, advice and consultancy relating to the aforesaid services; the aforesaid services also provided electronically.

出願人	Booking.com B.V.
シリアル番号	79122366
商標	
指定役務	43類Hotel reservation services for others; holiday accommodation reservation services and resort reservation services, namely, providing hotel room reservation services and resort hotel reservation services and providing online hotel and resort hotel room reservation services; providing information about hotels, hotel accommodations and resorts accommodations, whether or not based on the valuation of customers; information, advice and consultancy relating to the aforesaid services; the aforesaid services also provided electronically.

出願人	Booking.com B.V.
シリアル番号	85485097
商標	
指定役務	39類(省略) 43類Making hotel reservations for others in person and via the internet; providing personalized information about hotels and temporary accommodations for travel in-person and via the Internet; providing on-line reviews of hotels; consultation services related to making hotel reservations for others, provision of personalized information about hotels and temporary accommodations for travel, and on-line reviews of hotels.

Booking.com 社が本件商標を出願したところ、米国特許商標庁及び TTAB（以下、「商標審判部」という。）は、本件商標は普通名称に該当するとして、その登録を拒絶した。

その後、United States District Court for the Eastern District of Virginia（以下、「バージニア州東部地区連邦地方裁判所」という。）は、本件商標は、普通名称ではなく、記述的商標であり、使用により識別力を獲得すれば、登録されうと判断した。

この判決に対する控訴審において、United States Court of Appeals for the Fourth Circuit（以下、「第4巡回区控訴裁判所」という。）も、本件商標は普通名称ではないとして、下級審の判断を支持した。

その後、最高裁判所に上訴されたのが、本件である。

② バージニア州東部地区連邦地方裁判所の判断

〔結論〕

本件商標は、普通名称ではなく、記述的商標であり、使用により識別力を獲得すれば、登録されうる。

〔理由〕

地方裁判所は、普通名称に該当するか否かの検討にあたって、Glover の3つのステップによる手法を採用した⁽⁷⁾。具体的には、(i) 商標が使用される商品・サービスのクラスの特定、(ii) 商品・サービスのクラスに関連する需要者の特定、(iii) 関連する需要者に対して商標が識別標識としての意義を有するか否かの判断の3つのステップである。

そのうえで、地方裁判所は、Booking.com 社が新たに提出したアンケート調査の結果等に基づき、関連する需要者に対する商標の意義を検討した結果、本件商標は、普通名称ではなく、記述的商標であると判断した。さらに、本件商標は、43 類については、使用により獲得された識別力が立証されており、登録が認められるべきと結論した。⁽⁸⁾

■ 第 4 巡回区控訴裁判所の判断⁽⁹⁾

〔結論〕

本件商標は普通名称ではないとする下級審の判断に誤りはない。

〔理由〕

控訴裁判所は、まず、普通名称に該当するか否かの立証責任は米国特許商標庁にあるとした。⁽¹⁰⁾

また、商標が普通名称に該当するか否かは、Glover の 3 つのステップによるべきであり、本件では、そのうち、(iii) 関連する需要者に対して商標が識別標識としての意義を有するか否かの判断についてのみ当事者間に争いがあるとした。そして、その判断においては、購入者の証言、需要者のアンケート調査、目録・辞書、業界誌、新聞、その他の出版物が考慮されるべきであり、⁽¹¹⁾ 商標の個別の構成要素ではなく、商標全体として評価されるべきであるとの基準を示した。⁽¹²⁾

そのうえで、控訴裁判所は、本件商標が普通名称であることの立証責任を米国特許商標庁が十分に果たせていないと認定した。また、Booking.com 社が提出したアンケート調査の結果によると、74.8%もの回答者が、「Booking.com」を、サービスの一般名称ではなく、ブランドネームとして認識している。控訴裁判所は、このような前提のもと、本件商標は普通名称でないと認定した下級審に誤りはないと結論した。

米国特許商標庁は、「普通名称とトップレベルドメインの組み合わせからなる商標は、常に識別力を有さない」と主張したが、控訴裁判所は、そのような確立されたルール (per se rule) は存在していないとして、認めなかった。むしろ、そのような組み合わせからなる商標であっても、全体として、識別力を有する場合があるとした。

米国特許商標庁は、さらに、「本件商標が登録された場合に競合他社が『Booking.com』の語を使用できなくなってしまう懸念がある」とも主張したが、控訴裁判所は、ドメインネームの商標登録による保護はあくまでも、関連するサービスに限定されるため、競合他社に大きな不利益はないとした。オンライン上で単一の出所を表示するドメインネーム本来の性質を考慮すると、競合他社との出所の混同を立証し、権利行使することは、実際にはかなり困難であるとの見解である。

第4 今後の動向

本件については、2020 年の春頃に最高裁判所での審理が開始され、年内には判決が出される見込みである。本件の注目度は高く、すでに各方面から多くの意見陳述書 (Amicus brief) が提出されている。例えば、アメリカ知的財産法協会 (AIPLA) は、普通名称か否かの判断については、関連する証拠等を考慮し、ケースバイケースの検討が必要であるとし、Booking.com 社を支持する意見を表明している。また、国際商標協会 (INTA) も、普通名称か否かの判断の際にはアンケート調査の結果が考慮されるべきで、「普通名称とトップレベルドメインの組み合わせからなる商標は常に拒絶されるべき」という確立されたルール (per se rule) は存在しないとの意見を表明している。

最高裁判所で Booking.com 社の主張が支持されることとなった場合は、これまで普通名称であるとして登録が認められなかったドメインネームについて、再出願を検討することが考えられる。実際、判決後にドメインネームについての大量の商標出願がされることが懸念されている。ただし、ドメインネームについて商標登録を受けたとしても、その保護はあくまでも限定的であると判示されている点は、あらかじめ理解しておくべきであろう。

以上

(1) Abercrombie & Fitch Co. v. Hunting World, 537 F.2d 4 (2nd Cir. 1976)

(2) TMEP 1209.03(m) Domain Names

(3) In re Reed Elsevier Properties Inc., 482 F.3d 1376, 82 USPQ2d 1378 (Fed. Cir. 2007)

(4) In re Hotels.com, L.P., 573 F.3d 1300, 91 USPQ2d 1532 (Fed. Cir. 2009)

(5) In re 1800Mattress.com IP LLC, 586 F.3d 1359, 92 USPQ2d 1682 (Fed. Cir. 2009)

(6) Booking.com B.V. v. Matal, 278 F. Supp. 3d 891, 896-97 (E.D. Va. 2017)

(7) Glover v. Ampak, Inc., 74 F.3d 57, 59 (4th Cir. 1996)

(8) 39類については、使用により獲得された識別力の立証が不十分であると判断されている。

(9) Booking.com, B.V. v. United States Patent and Trademark Office, 915 F.3d 171, 181 (4th Cir. 2019).

(10) In re Cordua Rests., Inc., 823 F.3d 594, 600 (Fed. Cir. 2016)

(11) Glover v. Ampak, Inc., 74 F.3d 57, 59 (4th Cir. 1996)

(12) Hunt Masters, Inc. v. Landry's Seafood Rest, Inc., 240 F.3d 251, 255 (4th Cir. 2001)

弁理士
栗下 清治
(1978年生)

Seiji Kurishita
MAIL / skurishita@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】
商標 / 意匠 / 知財訴訟・審判 / 不正競争 / ブランド

【登録・所属】
日本弁理士会 (JPAA) (2002)

廃棄物削減及び循環型経済に関する法律について

—— カウンセル 外国法事務弁護士(フランス法)
パリ弁護士会所属弁護士
ル ドゥサーール・デヴィ
—— アソシエイト パリ弁護士会所属弁護士
今野ブデン泰子

廃棄物削減及び循環型経済に関する法律（法律 2020-015、通称「循環型経済に関する法律」⁽¹⁾）が、2020 年 2 月 11 日付で、フランス国民議会及び元老院での可決後、官報に公告された。当該法律は、廃棄物の削減及び 2045 年までに使い捨てプラスチックを段階的に削減することを目標とし、フランスで事業を展開する日本企業に対しても、少なからぬ影響を与えるものと思われる。数多くの取組みの中から、「廃棄物削減」、「消費者への情報提供」そして「製造者の責任」について説明する。

第1 廃棄物削減の徹底化

売れ残り商品の破棄禁止は、**1**食品については一層強化され、**2**大量消費財等にも拡大される。

1 食品廃棄物削減

食品廃棄物削減に最も影響を受けるのは、食品業界である。環境法典に新設された第 541-15-4 条は食品の破棄について定義をしており、「食品流通のいずれかの段階において、食品を損失又は廃棄あるいは劣化させること」を意味する。

食品業者は、2021 年 1 月 1 日までに、現状について把握・分析したうえで、食品廃棄物削減についての具体的な取組みについて策定しなければならない⁽²⁾。しかし、事例数がまだ非常に少なく、参考となる分析結果はほとんど存在しない。食品廃棄物削減について精力的に取り組む法人には、「食品廃棄物削減ラベル」という国家認証ラベルが付与される⁽³⁾。

2021 年 1 月 1 日以降、食品に賞味期限を表示する場合、その日付以降も消費は可能であること（詳細はデクレで定める）⁽⁴⁾を記載することができる。また、小規模売場面積（400 平米未満）の小売業者、移動販売型の小売業者、ケータリング業者及びレセプションの主催者は、寄付した食品の追跡及び品質管理の実施を行うことを条件に、食料品の寄付を目的とした契約を特定の団体と締結することができる⁽⁵⁾ようになる。

2 大量消費財等の廃棄物削減

食品業界以外の産業分野も廃棄物削減の義務を負うことになる。循環型経済に関する法律は、廃棄物削減を目指し、再活用及び再使用に関する新たな規則を定めている。

2021 年 1 月 1 日以降、食品を除く商品の新品を販売する製造業者、輸入業者及び流通業者に対して、生活必需品をはじめとする新品商品を、経済的自立を目指す団体及び「社会的に有益な連帯組織」の認可を受けている社会連帯経済組織に寄贈し、再活用させることが義務付けられる⁽⁶⁾。洋服、靴、化粧品などの商品の新品（食品を除く）の売れ残りを破棄（焼却、ごみ処分場への廃棄）することは禁止され、これらの商品（新品）の再活用又は再利用に努めなければならない。

一方、業者が、商品の無包装化又は量り売りなどの販売手法を拡大するよう奨励されている⁽⁷⁾。具体的には、再活用又は再利用可能な容器に消費者が必要とする分量の商品を無包装で提供することになる。政令（デクレ）が定める、公衆衛生上の理由がない限り、全ての食品及び生活用品について量り売りが可能となる。小売の場合、小売業者が、販売時に再利用可能な容器を消費者に提供するか、又は、消費者が再利用可能な容器を持参することになる。消費者は、持参した容器が一見して清潔であり、且つ、購入する商品の性質又は形状に適合していれば、そこに商品を入れるよう業者に要求することができる。この場合、消費者は、自ら持参した容器の衛生状態及び適合性について責任を持つこととなる⁽⁸⁾。小売業者は、容器が明らかに不衛生である場合、又は、形状等が商品に適合していない場合、当該容器に商品を入れて提供することを拒否することができる。テイクアウト飲料の販売業者は、消費者が再利用可能な容器を持参した場合には、同じ飲料を使い捨てコップに入れて提供する価格よりも安く提供できる価格設定を行う必要がある。

第2 消費者への情報提供の強化

循環型経済に関する法律は、**1**購入商品の環境保全に対する取組み及び**2**商品を修理する際の容易性に関する情報について、消費者に対してより多くの情報を提供することを義務付けている⁽⁹⁾。

1 環境保全に対する取組み及び環境に与える影響に関する情報提供

まず、リサイクル材料の含有、再生可能資源の使用、リサイクル性、有害物質の含有などをはじめとする、購入商品の環境保全に対する取組み及び環境に与える影響についての情報を消費者に提供することが義務付けられている。

2021年1月1日から、廃棄物となる製品の環境保全に対する取組み及び環境に与える影響に関して、新しい方式で消費者に情報が提供されることになる。具体的には、表記及び表示条件に統一性を持たせることにより、消費者が製品を選び、購入するまでのプロセスを簡素化し、環境に関する情報の信憑性を高めることを目標としている。同時に、消費者の誤解を招くおそれのある紛らわしい表現が禁止される。例えば、「生分解性製品」又は「環境に配慮した製品」あるいは、類似の表現を製品や包装に表記することができなくなる。

さらに、廃棄物を分別する際のルールに関する情報も消費者に提供しなければならない。

② 修理容易性指数の導入

特定の電子・電気機器について、修理の容易性を示す指数（インデックス）を導入し、修理容易性に関する情報を消費者に提供することが義務付けられる。

すでに導入されている EU エネルギーラベルの方式にない、「電子・電気機器」の修理容易性について 1 から 10 までの評価を付与し、購入製品の修理容易性に関する情報を消費者に無償で提供することが 2021 年の 1 月 1 日から義務付けられる。当該情報は、フランス環境エネルギー庁（ADEME）の基準をベースに、産業界と協議を経て策定された。⁽¹⁰⁾ 電子・電気機器及び家具調度品については、修理の際に必要な部品の存否に関する情報を提供することが義務づけられる。⁽¹¹⁾ また、自動車の修理の際には、循環型経済（サーキュラー・エコノミー）のもとでリサイクルされた部品の使用を提案することがすでに義務付けられているが、同様の措置が電子・電気機器並びに医療機器の修理にも新たに適用されることになる。同じく、二つ目の指数である「耐久性インデックス」が 2024 年を目途に導入され、製品寿命及び製品の信頼性についての情報が提供されることになる。

循環型経済に関する法律は、リサイクルされた交換部品を提案することを義務付け、製造業者が販売製品を利用するために必要となる部品を、15 日以内に（現行では 2 か月間）販売業者又は修理業者に提供する義務を課しており、修理を助長する取組みが多く含まれている。製品の寿命を計画的に短くし、モデルチェンジをして製品の買換えを促す「計画的陳腐化」を阻止するために、機器の修理や再調整を不可能にするようなテクノロジーを利用（ソフトウェアを含む）することは禁止される。中古品に関しては、法定保証期間が 6 か月から 12 か月に延長され、当該期間中に修理された製品については、さらに 6 か月間、保証期間が延長される。また、消費者が修理を依頼したものの売主が修

理できず、結局、代替品の提供を受けた場合、2 年間の法定保証期間が更新されることになる。

③ 「拡大生産者責任」の適用範囲の拡張

「拡大生産者責任」（EPR）のコンセプトは、生産者自身が、自ら生産した製品又は市場に流通させた製品から発生する最終廃棄物又は中間廃棄物の管理責任を負うことをねらいとしている。

循環型経済に関する法律により、生産者責任が問われる業種が拡大されるとともに（例：自動車業種に、二輪又は三輪車両及び四輪自転車が含まれるようになる）、新しい業種についてもその適用を受けることになる（例：玩具、スポーツ・娯楽用品）。

EPR が適用される業種においては、環境への影響を常に念頭に置き、再利用・再活用の促進に努めることが求められている。生産者は、自社製品の環境保護への成果に応じて環境保護拠出金を支払うことになり、成果が高ければ拠出金負担額は軽減され、逆に、成果が低ければ、拠出金負担額は加重される仕組みである。

循環型経済に関する法律は、数多くの斬新な取組みを打ち出しており、生産様式や消費形態に少なからぬ影響を及ぼすことが予想される。使い捨てプラスチックの使用廃止期限などの実施目標が随分先に設定されていることに対して批判もあるが、これを契機に、従来型の経済サイクルである「生産、消費、破棄」から脱却し、エコロジカル・フットプリントの改善を目指し、ひいては、経済活動のすべての段階で、業者及び消費者が一丸となり、地球環境保全に向けた取組みを継続して行うことが期待される。

以上

(1) 循環型経済の概念は、2015年8月15日の「グリーン成長のためのエネルギー転換法」により、フランスの実定法に導入された。定義は以下の通り。（環境法典第L.110-1-1条）「循環型経済への転換は、資源採取し、生産し、消費し、破棄する直線型経済を乗り越え、天然資源と一時原料の節度と責任のある消費、および、重要な順に、ごみ発生の予防、特に製品の再使用、次に、ごみ処理の序列に従い、再利用、リサイクル、また他の方法がない場合には、廃棄物回収。…」循環型経済への転換は、エネルギー・環境転換の目標の一つ、および、持続可能な成長へのコミットメントの一つとして公式に認められている。（環境法典第L.110-1 III, 5条）

(2) 環境法典 第L.541-15-3条

(3) 環境法典 第L.541-15-6条

(4) 環境法典 第 L.412-7条

(5) 環境法典 第L.541-15-6条

(6) 環境法典 第L.541-15-8条

(7) 消費法典 第 L.120-1条

(8) 消費法典 第L.120-2条

(9) 環境法典 第L.541-9-1条

(10) 環境法典第 L.541-9-2条

(11) 消費法典 第L.111-4条

(12) 消費法典第 L.224-109条

カウンセ
ル
外国法事務弁護士(フランス法)
パリ弁護士会所属弁護士
ル・ドゥサル デヴィ
(1975年生)
Davy Le Doussal
直通 / 03-6438-5428
MAIL / dledoussal@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】

フランス / 一般企業法務 / M&A / アライアンス / コーポレートガ
バナンス / 起業・株式公開支援 / 消費者関連法 / 著作権 / 特
許 / 商標 / 意匠 / メディア / エンタテインメント / スポーツ / 商
事関連訴訟 / 知財訴訟・審判 / 税務争訟 / 行政訴訟 / 国際訴
訟・仲裁・調停・ADR / 企業結合 / 景品表示法 / 人事制度の構
築・運用 / 労働審判・労働関係訴訟等への対応 / 出入国関連 /
不動産投資 / 開発 / 建築・建設訴訟 / ブランド / 銀行・証券・保
険・信託 / タックス・プランニング

【登録、所属】

パリ弁護士会(2005) / 東京
弁護士会(2008)

アソシエト
パリ弁護士会所属弁護士
今野ブデン 泰子
(1975年生)
Yasuko Konno-Boudin
直通 / 03-6438-4599
MAIL / ykonno-boudin@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】

会社法 / コンプライアンス / M&A / 契約 / IT関連 / 再生エネ
ギー / 労働法 / 租税

【登録、所属】

パリ弁護士会(2015)

TMI月例セミナー紹介

TMIでは、皆様への情報提供の場として、毎月無料にてセミナーを
開催しております。2020年2月から2020年3月までに開催しまし
たセミナーの概要は以下のとおりです。今後のセミナーのご案内
等につきましては、セミナー開催日の1か月前を目処にTMIのWeb
サイト(<http://www.tmi.gr.jp/>)に掲載いたしますので、こちらをご
参照いただき奮ってご参加いただければ幸いです。

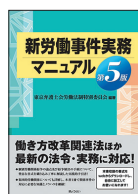
過去に開催されたセミナーについてご興味のある方は、
下記までお問い合わせください。
【email】monthlyseminar@tmi.gr.jp

■ 第139回セミナー(2020年2月13日開催)

テーマ:「2019年度薬機法改正と薬事広告規制 ～課徴金制度導入を
踏まえて～」

講 師: パートナー弁護士 上崎貴史
弁護士 山室慶一郎
弁護士 坂下美沙

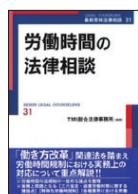
書籍紹介



『新労働事件実務マニュアル 第5版』

【編著者】近藤圭介、相澤恵美ほか
【発行日】2020年2月20日
【出版社】ぎょうせい
【価 格】7,700円(税込)
【判／頁】B5版／672頁

本書は、東京弁護士会労働法特別委員会に所属する弁護士で執筆され、労使双方
の立場で活用できる、労働法上の紛争解決に役立つ実践的なマニュアルとなっております。
働き方改革関連法ほか最新の法令・実務に対応しております。弊所からは近藤
圭介弁護士、相澤恵美弁護士が執筆に携わっております。



『労働時間の法律相談』

【編著者】TMI総合法律事務所
【発行日】2020年4月15日
【出版社】青林書院
【価 格】5,390円(税込)
【判／頁】A5版／416頁

本書は、働き方改革関連法を踏まえ、労働時間の法規制の一般的な論点を整理し、実
務上問題となる三六協定・過重労働対策に関する諸論点、各種業界における労働時
間規制について、具体的な事例を用いて詳解したものです。TMI総合法律事務所
で労働法分野を主に扱う弁護士28名が執筆に携わっております。



『サイバーセキュリティ関係法令Q&Aハンドブック』

宮川美津子弁護士と寺門峻佑弁護士が作成に関与した『サイバーセキュリティ関係法
令 Q&A ハンドブック』が、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター (NISC) より、
令和2年3月2日に公開されました。当該ハンドブックは、企業や組織が留意すべき、
公開時点における最新のサイバーセキュリティ関係法令・ガイドラインと、これに関係
するFAQを網羅的に取り上げ、解説を加えたものです。

本ニューズレターで採り上げてほしいテーマなど、是非、皆様の忌憚ないご意見・ご要望を下記までお寄せください。また、今後Eメールでの配信をご希望の方や送付
先が変更となる方も、下記までご連絡ください。
(連絡先)編集部:TMI-newsletter@tmi.gr.jp 編集長:tshibano@tmi.gr.jp 03-6438-5562(直通)/TMIニューズレター編集部 編集長 弁護士 柴野相雄